

第3次生物多様性かぞ戦略 (素案)

令和8年3月

加 須 市

はじめに



方針等
確定後
作成

令和8年3月

加須市長

角田守良

目次

第1章 生物多様性とそれを取り巻く現状

- 1 生物多様性とは 3
- 2 生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス） 4
- 3 生物多様性の危機 5
- 4 生物多様性の保全に向けた国内外の動向 6

第2章 生物多様性地域戦略策定の背景と経緯

- 1 生物多様性地域戦略策定の背景 9
- 2 生物多様性地域戦略策定の経緯 10

第3章 加須市の現況

- 1 加須市の概要 11
- 2 加須市の特徴・地域性 13
- 3 加須市の自然・生きもの 13
- 4 生物多様性の保全に向けた市の取組 24

第4章 生物多様性かぞ戦略の必要性と課題

- 1 かぞ戦略の必要性 26
- 2 かぞ戦略策定の課題 28

第5章 かぞ戦略の位置付け・計画期間

- 1 かぞ戦略の位置付け 29
- 2 対象区域 29
- 3 計画期間 29
- 4 生物多様性かぞ戦略とSDGsの関連 30

第6章 かぞ戦略の目標

- 1 かぞ戦略の基本目標 31
- 2 かぞ戦略の3つの目標 32
 - 目標Ⅰ 【守る・再興する】 33
 - 目標Ⅱ 【知る・学ぶ】 34
 - 目標Ⅲ 【活用する】 35

第7章 かぞ戦略の行動計画

- 1 かぞ戦略の体系 36
- 2 行動計画 37

第8章 かぞ戦略の推進

- 1 進行管理 47
- 2 推進体制 47

資料編目次

1	第3次生物多様性かぞ戦略策定の経過	49
2	市民意見の募集	49
3	加須市環境基本条例	50
4	生物多様性かぞ戦略策定検討委員会	54
5	【参考】市内の動植物	56
6	用語解説	81

第3次生物多様性かぞ戦略

第1章 生物多様性とそれを取り巻く現状

1 生物多様性とは

生物多様性とは、動物・植物や菌類、バクテリアなどの生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には森、里、川、海など様々なタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものが、お互いにつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生きものの中に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

① 生態系の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々なタイプの自然があることです。例えば、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林などの森林、湿原、大小の河川などがそれぞれの地域の特徴をもって存在していることが挙げられます。

② 種の多様性

地球上、あるいは特定の地域に様々な種類の動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育している状況のことです。日本は、南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあって、様々な種類の生きものが生息・生育しています。

③ 遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別である、などの例があります。

①生態系の多様性



森、里、川、海などいろいろなタイプの生態系があります。

②種の多様性



鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいます。

③遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子をもち、形や模様、生態などに多様な個性があります。

2 生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類されます。

■暮らしの基礎

（供給サービス）

- ・食べ物
- ・燃料
- ・木材
- ・医薬品
- ・生物模倣（カワセミのクチバシをヒントに設計された新幹線）など

毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。

■文化の多様性を支える

（文化的サービス）

- ・地域性豊かな文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統
- ・美的な楽しみ
- ・レクリエーションの機会など

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

■自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）

- ・森林による気候の緩和や水の浄化
- ・山地災害、土壌流出の軽減など

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

■生きものがうみだす大気と水（基盤サービス）

- ・酸素の供給
- ・気温、湿度の調節
- ・水や栄養塩の循環
- ・豊かな土壌など

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

〈参考〉健康と医療への恩恵

生物多様性は保健や医療に関しても、役割を果たしており、人類の医療を支える医薬品の成分には、多くの植物や生物からもたらされた物質が貢献しています。多様な自然環境の中には、まだ発見されていないさまざまな物質も、数多く存在していると考えられ、これらが発見されれば、現代の医療が解決できていない、さまざまな難病が、いずれ治療できるようになるかもしれません。

3 生物多様性の危機

私たち人間の活動の影響によって、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。日本における生物多様性は、人間活動による影響を主とした要因によって、4つの危機にさらされています。

① 第1の危機（開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少）

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

② 第2の危機（里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下）

二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。

また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

③ 第3の危機（特定外来生物・有害鳥獣などの持ち込みによる生態系のかく乱）

ブラックバスやアライグマなどの特定外来生物・有害鳥獣等が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。

また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

④ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

【私たちにできること】

私たちの暮らしを支える生物多様性が、私たち人間の活動の影響によって危機に瀕している…。私たちは、生物多様性を保全するために何ができるでしょうか？

生物多様性を保全していくための取組は、決して難しいことばかりではありません。

例えば

- 家の周りに樹木を植えるときは、もともとその地域に生えているものを使う
- 外国から持ち込まれた動物をペットとして飼う場合は、最後まで面倒を見て、決して野外に放さない
- 出かけた時はごみを捨てずに持ち帰る
- むやみに野草を採ったり傷つけたりしない
- 野生動物にエサを与えない
- 河原や森林などでは、決められた場所以外に車を乗り入れない
- キッチン（台所）の流し台に使い終わった油や食べ残しを捨てない
- 殺虫剤や除草剤などをできるだけ使わない

などなど、ちょっとした工夫や心がけで、日常生活の中でできることはたくさんあります。

4 生物多様性の保全に向けた国内外の動向

(1) 国際的な動向

生物多様性の問題に対して、国際的には、1992年、ブラジルで開催された国連環境開発会議に合わせ、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」を目的とした生物多様性条約が採択されました。条約は、その後1993年に発効し、2025年3月現在、194の国が加盟しています。

2022年12月に開催された第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）では、2050年ビジョン「自然と共生する世界」を掲げ、2010年に採択された「愛知目標」の後継であり、2020年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組は、「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」という観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められました。

(2) 国内の動向

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。国は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまで5回の見直しを行い、現行の生物多様性国家戦略は2023年に策定した第6次戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」となります。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。国では、これに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、2023年3月31日に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定がされました。

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを目指す考え方を示す「ネイチャーポジティブ」を2030年までに実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略となっています。

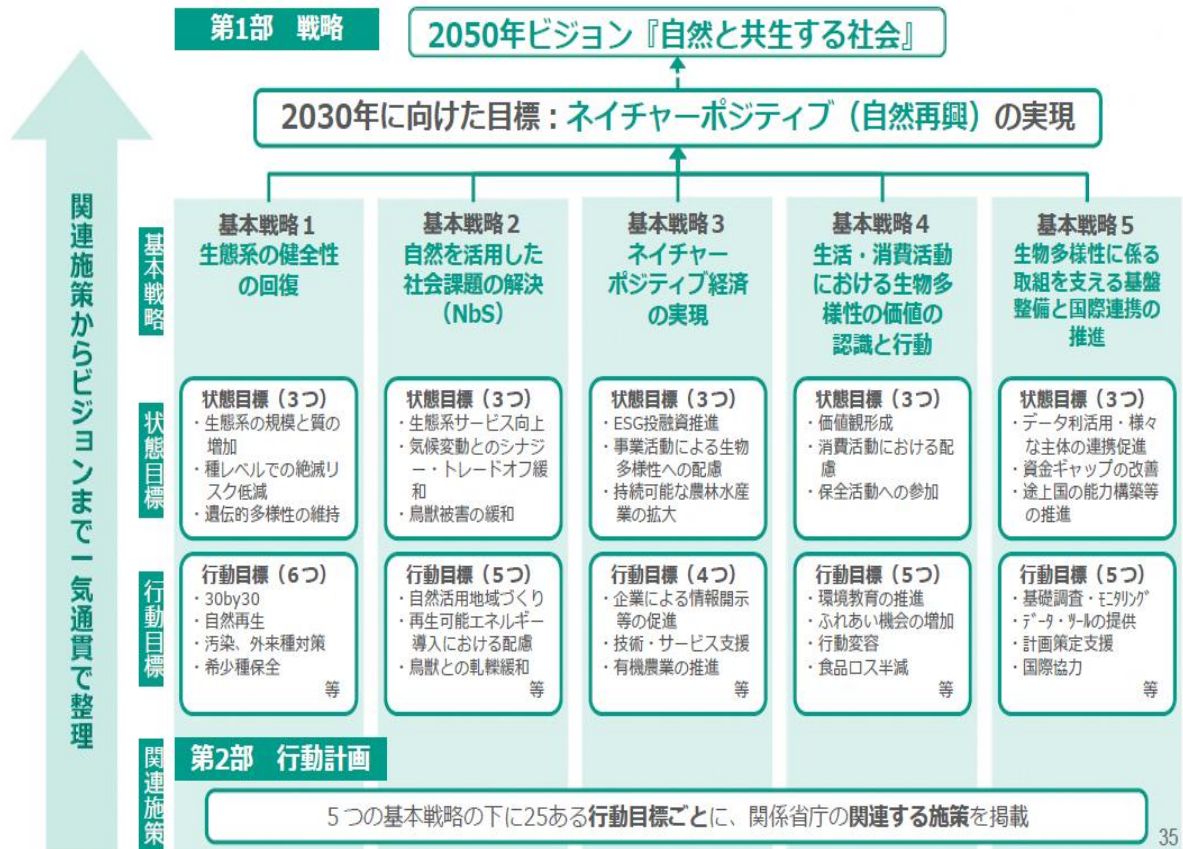
〈参考〉生物多様性における「生きもの（生物）」とは

生物多様性条約では「生きもの」について、陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系、その他生息又は生育の場のいかんを問わない全ての生きものとしています。

このため、生きものには、動物・植物に加え、菌類やバクテリアなども含まれます。

●生物多様性国家戦略 2023-2030 の基本戦略と構造

新たな国家戦略は、2030年までネイチャーポジティブの実現に向けて、5つの基本戦略が設定され、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿：到達すべき姿を文章により示す定性的な目標）と行動目標（なすべき行動：具体的な達成状況を示す定量的な数値目標）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理できるように設定されました。



35

〈参考〉ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは

生物多様性の負（損失）の流れを止めて、正（回復）に反転させることを指すもので、私たちの暮らしや社会経済を持続可能としていくためにも重要な考え方です。

●埼玉県生物多様性保全戦略（2024-2031 年度）の基本戦略と構造

埼玉県は、令和 5 年 3 月に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定されたことを踏まえ、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、県区域内における生物の多様性の保存及び持続可能な計画「埼玉県生物多様性保全戦略」を定めました。

埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和6)～2031(令和13)年度）の全体像

- 県戦略は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく、埼玉県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（地域戦略）です。
- ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、県の取組の大枠を示しています。
- 県戦略に基づき、更に別の計画を定める場合も含め、具体的な対策は個別事項ごとに推進していきます。

第1章 はじめに

- 1 埼玉県の生物多様性を守る必要性
- 2 生物多様性をめぐる国内外の動き
- 3 生物多様性の法制度
- 4 県戦略の位置付け等

第2章 生物多様性とその危機

- 1 生物多様性の3つのレベル
- 2 生態系サービスとは
- 3 生物多様性の危機

第3章 埼玉県の状況

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境の現況 3 地域ごとの生物多様性の現況 5 前戦略の成果と課題 | <ol style="list-style-type: none"> 2 土地利用の動向と現況 4 生物多様性に関する県民意識の現況 6 県で取り組むべき主な課題 |
|---|--|

第4章 ネイチャーポジティブの実現に向けて

1 目指す将来像（ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現）と施策展開の方向性

2 横断的・基盤的戦略

① 生態系の健全性の回復

- (1)現状・課題
- (2)目指す将来像
- (3)主な取組

② 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備

- (1)現状・課題
- (2)目指す将来像
- (3)主な取組

3 生態系エリア別戦略

① 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

- (1)現状・課題
- (2)目指す将来像
- (3)主な取組

② 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する

- (1)現状・課題
- (2)目指す将来像
- (3)主な取組

③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する

- (1)現状・課題
- (2)目指す将来像
- (3)主な取組

④ 人と自然が共生する都市をつくる

- (1)現状・課題
- (2)目指す将来像
- (3)主な取組

第5章 各主体に求められる役割

第2章 生物多様性地域戦略策定の背景と経緯

1 生物多様性地域戦略策定の背景

(1) 日本の生物多様性の現状

日本には知られているだけで9万種以上、まだ知られていないものを含めると30万種を超える生きものがいると推定されています。しかし、脊椎動物（哺乳類・両生類・爬虫類等）、維管束植物（シダ植物及び種子植物）の約4分の1が絶滅のおそれのある種となっています。

〈参考〉分類群ごとの絶滅危惧種の割合

●環境省レッドリスト掲載種

1991年	→	2013年	→	2020年	→	2024年
2,694種		3,597種		3,716種		●●種
		(約1.3倍に増加)		(約1.1倍に増加)		

※データ確定後
更新

●環境省レッドリスト掲載種の分類群ごとの絶滅危惧種の割合

哺乳類：21.3%	鳥類：14.0%	爬虫類：37.0%
両生類：51.6%	汽水・淡水魚種：42.4%	維管束植物：25.5%

■資料：生物多様性条約 COP10 以降の成果と愛知目標（平成27年3月発行 環境省自然環境局）・環境省レッドリスト

(2) 生物多様性地域戦略の目的

多様な生きものが生息・生育する自然環境は、地史、気候、植生、動植物相などの様々な面で地域ごとに違いがあります。また、人間活動が活発な都市部もあれば、自然性の高い山間部、あるいはその中間的な里地里山など、自然と人間活動の関係によって、地域それぞれの特色を持っています。

生物多様性はこのように地域ごとの特色を持っているため、地域住民が享受している生物多様性の恵みも地域ごとに異なります。

都道府県、市区町村が策定する生物多様性地域戦略は、そうした地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、自然共生社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に進めることを目的とするものです。

2 生物多様性地域戦略策定の経緯

1995年10月（平成7年）
生物多様性国家戦略の策定



2008年6月（平成20年）
生物多様性基本法の制定



2010年10月（平成22年）
生物多様性条約第10回締
約国会議（COP10）名古屋の
開催



2012年9月（平成24年）
生物多様性国家戦略
（2012-2020）の策定



2017年3月（平成29年）
「生物多様性かぞ戦略」の
策定



2023年3月（令和5年）
生物多様性国家戦略
（2023-2030）の策定



2024年3月（令和6年）
埼玉県生物多様性保全戦
略（令和6年度～令和13年
度）の策定

●第5条「地方公共団体の責務」
地方公共団体は、基本原則に則り、国の施策に準じた施策、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな施策を策定・実施する。

●第13条「生物多様性地域戦略の策定等」
都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない。

●第27条「地方公共団体による施策の実施」
地方公共団体は、総合的かつ計画的な推進を図りつつ施策を実施する。

●生物多様性条約の新戦略計画（愛知目標）の採択
「自然と共生する世界」を長期目標に、具体的な行動目標として、2020年あるいは2015年までをターゲットにした20項目からなる愛知目標を設定

●前文
国家戦略は、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割を担うとともに、（中略）「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示す役割があるといえます。さらに、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」の策定や見直しに向けた指針となるものです。

本市特有の生物多様性を保全するとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進

●生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを目指す考え方を示す「ネイチャーポジティブ」を2030年までに実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

●埼玉県
生物多様性基本法第13条に基づき、埼玉県内における「ネイチャーポジティブの実現」に向けて、地域戦略を策定



第3次生物多様性かぞ戦略（生物多様性地域戦略）を策定

第3章 加須市の現況

1 加須市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、面積が133.30km²、都心から概ね50km圏内にあり、埼玉県の北東部に位置し、茨城県、栃木県及び群馬県に隣接し、関東のどまんなか位置しています。

主要な道路は、東北縦貫自動車道と国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っており、東側で国道4号に近接しています。

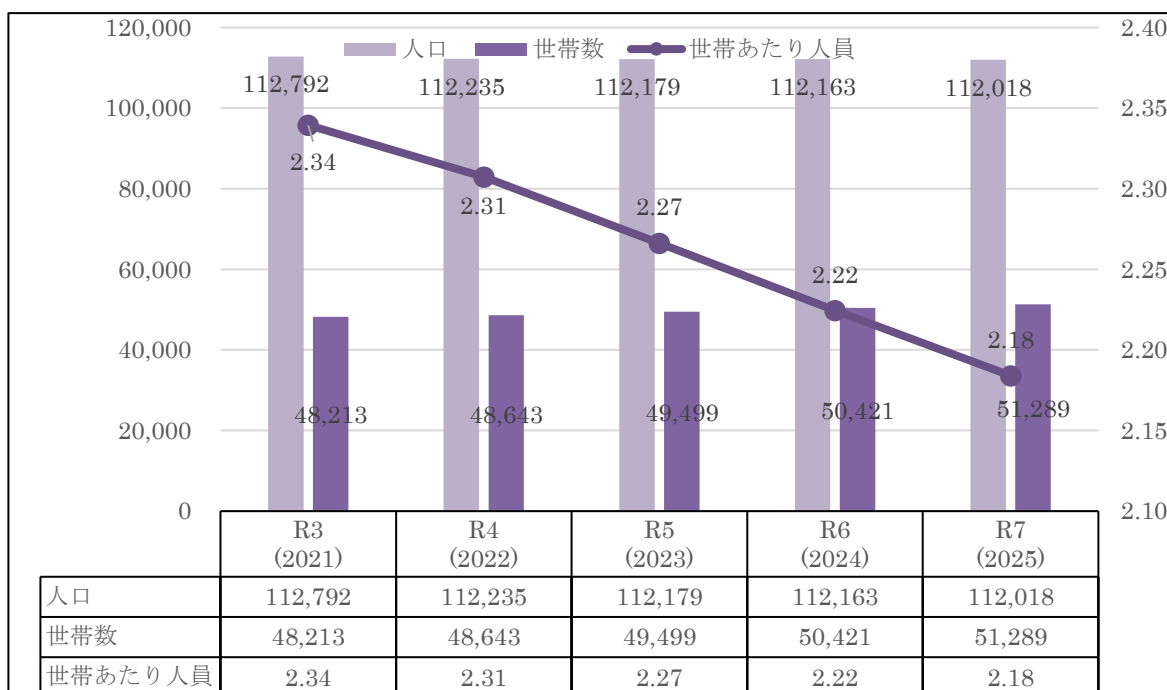
鉄道は、東武伊勢崎線の加須駅・花崎駅、東武日光線新の古河駅・柳生駅があり、JR宇都宮線・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

また、利根川の堆積で形成され、海拔（令和6年度水準測量成果表）は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦な地形で、利根川や渡瀬瀬川をはじめとする多くの河川を有し、埼玉県内一の耕地面積を誇り、都市機能が集積する市街地とその周辺に広がる農村地域との調和が特性です。

(2) 人口

本市の人口及び世帯数は、令和7年1月1日時点で、人口が112,018人、世帯数が51,289世帯です。人口は、令和3年から774人減少し、人口は緩やかな減少傾向にあるものの、世帯数は令和3年から3,076世帯増加しています。

●人口・世帯数・世帯あたり人員の推移

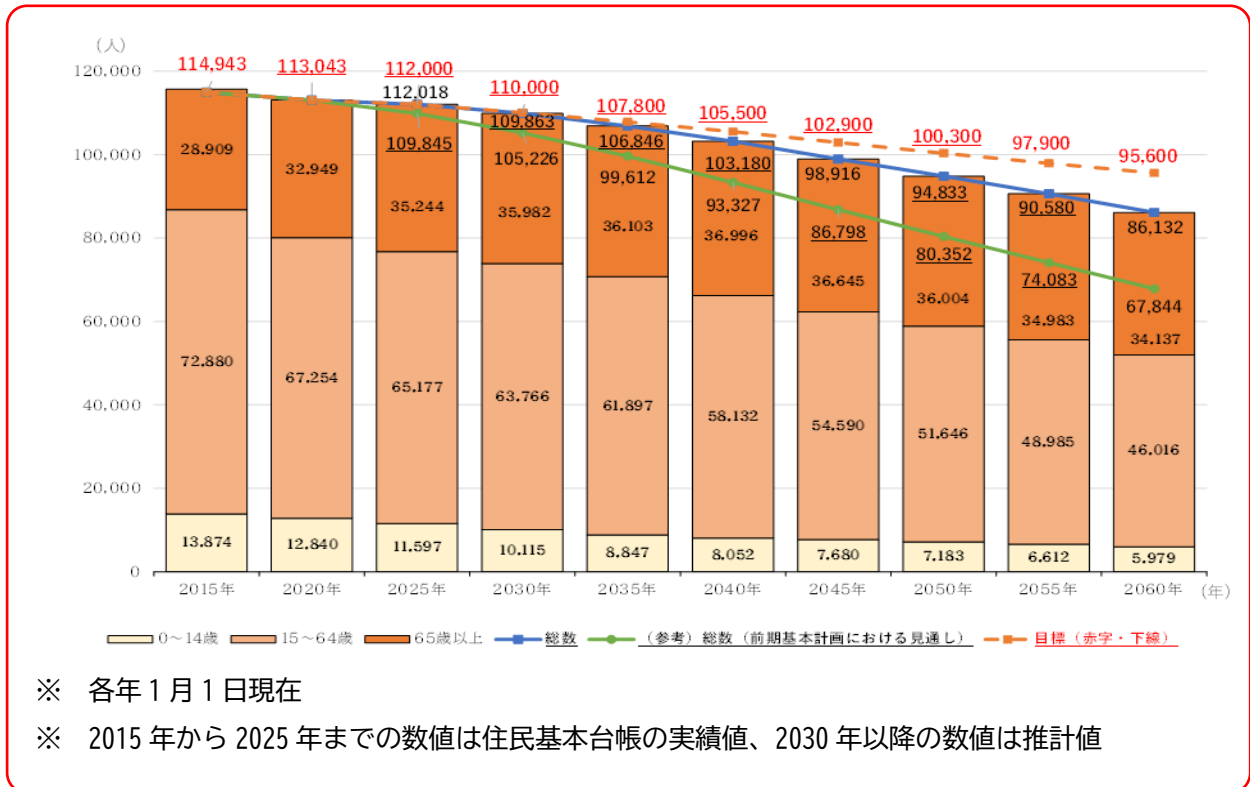


資料：市民課「住民基本台帳人口」

■人口の見通

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合、目標年次である令和12年（2030年）には105,226人となるものと予想されていました。しかし、第2次加須市総合振興計画では、直近5箇年の人口動態を踏まえ、新たに人口推計を実施し、社会増等を要因として令和12年（2030年）の人口を109,863人としております。

資料：第2次加須市総合振興計画



(3) 土地利用

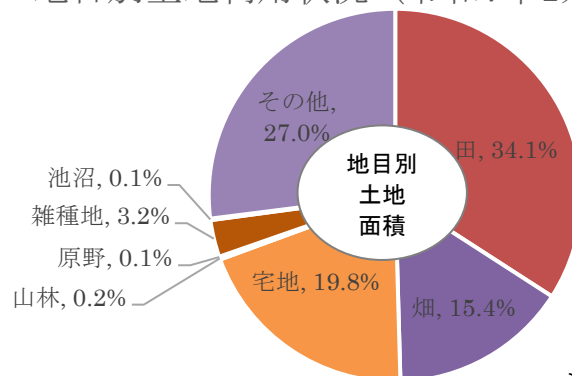
令和7年1月1日現在の本市の土地利用を地目別土地面積の構成比をみると、田・畑の農業的土地利用の割合が全体の49.5%を占めています。

■地目別土地面積

(単位: ha)

田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	合計
4,548	2,058	2,646	26	8	428	17	3,599	13,330

地目別土地利用状況 (令和7年1月1日)



資料：税務課「固定資産概要調書」

2 加須市の特徴・地域性

本市は利根川による堆積で形成された平坦地で、市域面積の半分を農地が占めており、このうち水田が農地の85%を占める、埼玉一の米どころです。

屋敷林や社寺林とそれに連なる農村集落が点在する田園風景、日本を代表する河川の利根川やラムサール条約登録湿地の渡良瀬遊水地、農業用水路や浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池を始めとする池沼など、多様な生きものが生息・生育する市特有の水辺が数多く存在し、近年では、加須市においてもコウノトリの飛来が度々確認されています。

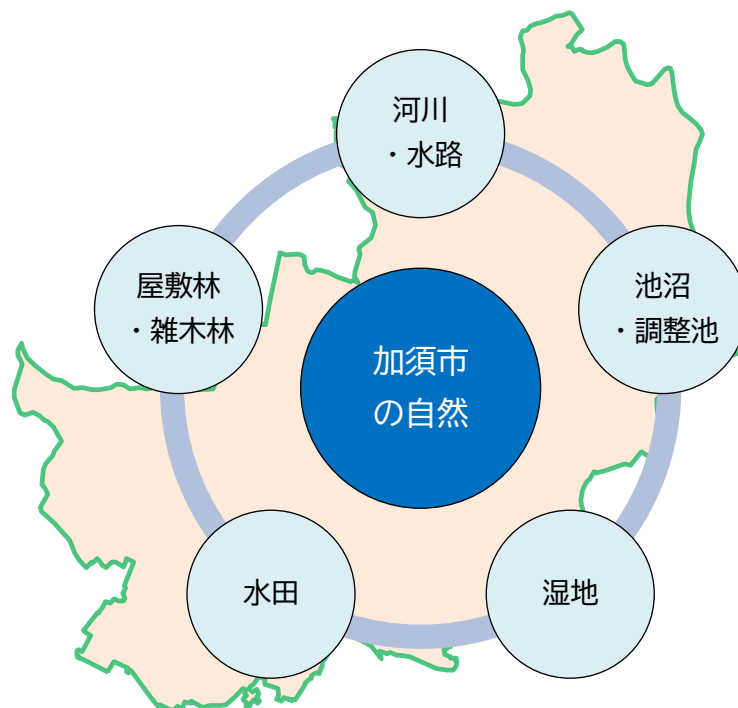
また、本市は埼玉県における希少野生植物が51種確認でき、市の地域性や特徴を踏まえた生物多様性の保全等には、様々な生きものが生息する水田を始め、池沼などの豊かな水辺環境を保全・活用していくことが大切です。

3 加須市の自然・生きもの

(1) 市内の自然環境

様々な生きものを育む自然環境は、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系を形成しています。

市内の自然環境は、大別すると「河川・水路」「池沼・調整池」「湿地」「水田」「屋敷林・雑木林」の5つのタイプに分類できます。



①河川・水路

利根川・渡良瀬川などの一級河川から、市内を東西に流れる中小河川や、農業用排水路など様々な形態の河川・水路があり多様な生きものの生息空間となっています。特に、春から夏の農繁期には、水量が増え、豊かな水辺環境となります。

②池沼・調整池

自然に形成された池沼や、農業用や雨水排水調整としての人工の池沼・調整池が市内に点在します。農業用の池沼や調整池は、一定の水量があり、流れも無いため、冬季には渡り鳥の越冬地となっています。

③湿地

以前は、各地に湿地が点在していましたが、宅地の造成や新田開発・農地改良等により、その数は減少しています。湿地の環境は、水に恵まれ、ヨシなどが生育するなど、多様な生きものの生息・生育場所として重要な場所となっています。

④水田

県内一の作付面積があり、市域の多くを占めます。稲作に伴い、春・夏には、浅く栄養に富んだ水域が広がり、秋冬には、水の少ない乾田が多くなりますが、水田特有の環境に適応した多様な動植物が生息・生育する空間となっています。

⑤屋敷林・雑木林

冬の季節風から家等を守るため、家の北西側に常緑樹を中心とした木々を植えて林にしています。田園景観の象徴的な資源であるとともに、多種の鳥類、昆虫類などの生態系を支える重要な生息空間となっています。

(2) 主な水辺環境

■ 主な河川・用排水路

①利根川

市内の北部を東西に流れる一級河川であり、多くの生きものが生息・生育する豊かな自然環境が広がっています。また、利根強化堤防を活用した新たな緑の拠点づくりを行っています。

②中川

羽生を起点として多くの河川を集めて南下し、都内まで通じている一級河川です。大利根地域で他の河川と合流し、市内下流部の川口地区では、市内上流部の倍以上の川幅となっており、豊かな水辺環境となっています。特に川口地区内には、河川環境に配慮した、親水性の高い美しい水辺空間が再生されています。

③旧川

渡良瀬川の旧本流であり、堤防の改修により、現在の三日月の形態になりました。北川辺地域内の水路の水がすべて流下しており、多くの水生生物が生息しています。また、隣接して、水辺を活かした旧川ふるさと公園が整備されています。

④冬期試験通水を実施する河川・用排水路

夏期に比べ河川・用排水路の水量が少なくなる冬期に、流域等の水環境改善のため、利根川の流況が安定している時に試験通水を行っています。 *令和6年度実績

用水ルート	河川・用排水路
埼玉用水ルート	1 埼玉用水路
	2 南方用水路
	3 新槐堀川
	4 北方用水路
	5 豊野用水路
	6 島中領幹線用水路
	7 島中領用水路
	8 高柳分水路
	9 中川
葛西用水ルート	10 葛西用水路
騎西領・中島用水ルート	11 会の川
	12 騎西領用水路
邑楽用水ルート	13 高台排水路

■ 主な池沼

①渡良瀬遊水地

本州最大のヨシ原を主体とする湿地で、治水・利水を目的に整備されました。広さは約3,300ha（うち2,861haがラムサール条約湿地）あり、貴重な湿地環境が保たれている渡良瀬遊水地は、様々な生きものたちの宝庫になっています。植物では、広大なヨシ原を有する他、河川の氾濫原を主な生育環境とするタチスミレ、トネハナヤスリなどの希少種約60種の他、渡良瀬遊水地で発見され「渡良瀬」の名前を冠するワタラセツリフネソウなど約1,000種が生育しています。野鳥は約275種。これは日本で確認された野鳥の種類約半分と言われており、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB種とされるチュウヒの越冬地になるほか、オオセッカやオオヨシキリなどが生育しています。昆虫は、ワタラセハンミョウモドキやオオモノサシトンボなど62種の国指定絶滅危惧種を含む約1,700種が生育しています。

②浮野の里

武蔵国（むさしのくに）の昔ながらの田園風景を残す場所です。メダカ（絶滅危惧Ⅱ類）やトウダイクサ科のノウルシ（絶滅危惧Ⅱ類）群落など、貴重な生物が生息する自然環境とともに、江戸時代の新田開発の名残をとどめる田堀やクヌギ並木、屋敷林、茅葺屋根等の生活資材に利用したヨシ原（ちりじ野）等の農村文化の歴史的資源が点在し美しい景観を形成しています。

③加須はなさき公園

田園的風景に囲まれ、夏季のプールや、芝生広場、自然観察園、ボート池などがある県営公園です。自然観察園やボート池には、多くの野鳥が集まり、観察会も開催しています。

④大沼（北小浜）

北小浜の土地は、後背湿地などの沼沢地であったことから後背湿地とも呼ばれ、自然堤防に囲まれた低地で排水の良くない場所に水がたまった自然の沼です。市内には、このような池沼が各地に点在していますが、大沼は、その規模から市内を代表するものとなっています。冬期にも一定の水位があり、水鳥の生息場所となっています。

⑤北辻沼

古くから農業用として地元で管理されてきた沼です。浮野の里の田堀と同様、後背湿地に溝を掘り、掘り上げた土で周囲を嵩上げし乾田化した開拓時の溝の名残です。以前は、沼の数も多く、また、水深も深く、魚や貝も豊富に獲れました。

⑥油井ヶ島沼

利根川の旧流路から離れた場所であり、自然堤防と比較して相対的な低地となった「後背湿地」に出来た池沼の一つです。現在は周囲を護岸整備され、第1調節池として利用されています。

⑦風の里（ビオトープ）

見沼代用水（星川）の旧河川敷を利用し、ビオトープの創出を目的として整備された水辺で、ヒシやヨシが群生し様々な生きものが観察されています。また、見沼代用水沿いに点在する水鳥の休息の場となっています。

⑧種足ふれあいの森（ビオトープ）

埼玉県環境科学国際センターの開設に合わせ、周囲の環境と生態を調査し、この地域に生息・生育する生態系を基に、ビオトープとして整備した公園で、自然豊かな環境の中で様々な生きものが観察されています。

⑨埼玉県環境科学国際センター生態園（ビオトープ）

埼玉県環境科学国際センター内にビオトープ手法により整備された 2.2ha のフィールドで、自然観察や農作業体験などを通して、身近な自然の仕組みや自然と生活との関わりを学ぶ事ができる野外環境学習の場や、科学的な調査研究の場として利用されています。園内には、生物が生息できる良好な環境条件を備えた場所となるように県東部地域の潜在植生を復元し、屋敷林、社寺林、雑木林、竹林、畑、水田、小川、ため池、石垣は、昭和 30 年代の県東部地域の「里山」をモデルとしています。里山は、人間が生活のために造ったものであり、自然を放置するのではなく、人間が手を加えることによって、多様な動植物の生息・生育を可能としていました。人間と自然との共生のあり方を考えるとき、生態園は、これからの環境創造のモデルケースの一つとなります。

⑩正能の湿地

主に 2 つの湿地とそれに隣接する 2 つの調整池からなる湿地であり、現在は騎西総合体育館（ふじアリーナ）の整備に伴い、沼の周囲が整備されています。周辺の湿地や休耕田にもヨシ群落が広がっており、水鳥が羽を休める姿を見ることができます。

⑪見沼代用水の旧流路

見沼代用水（星川）の直線化に伴い残された河跡（かせき）です。本流がコンクリート護岸されたため、かつての見沼代用水の姿を今に伝える貴重な史跡です。

⑫オニバス自生地

オニバスは、スイレン科の一年草で、絶滅危惧 I A 類（県指定）の希少植物です。以前あった越中沼に自生しており水田開発による埋め立てにより絶滅したと思われていましたが、周辺の水路改修により、地中に眠っていたオニバスが復活しました。県内唯一の自生地であり、市指定の天然記念物として保護しています。ここには、オニバスの他に、アサザやトチカガミなどの貴重な水生植物も自生しています。

⑬仕出沼

1768 年以降に頻発した、谷田川の洪水による堤防の決壊によって形成されたといわれている、広さ 14a ほどの大きな沼です。「仕出の外池」と呼ばれることもあります。周辺には同様に洪水によってできた沼が複数あり、養魚場や釣り堀となっています。

⑭八幡沼

1870年の谷田川の洪水が旧利根川水系に逆流して堤防が決壊し、八幡神社があった場所
が押し流されてできた沼とされています。

⑮お花が池

1786年の河川が決壊口跡といわれ、水深が深く地下水脈と通じています。環境省の絶滅
危惧種に指定されている、「オオモノサシトンボ」や「サンショウモ」が生息・生育して
おり、貴重な自然環境となっています。

⑯お谷が池

1757年の河川が決壊口跡であり、堤防の外側にあったため「外池」とも言われています。
地下水脈とは繋がっておらず、水深は浅く、水温が高いため、かつてはレンコンの栽培や
魚の養殖などが行われていました。

⑰善定寺池

1742年の河川が決壊口跡といわれ、水深が深く水温が低いため、地下水脈と繋がってい
ると推定されています。ヒシが群生しており、近所の子どもたちが釣りや水泳をする場所
として親しまれていました。

(3) 自然環境の保全区域

本市独自の貴重な自然環境として、保全区域に2箇所指定されています。

①志多見砂丘

埼玉県自然環境保全地域（昭和51年3月30日指定）

②浮野の里

さいたま緑のトラスト保全第10号地（平成20年2月決定）

(4) 水の郷百選

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進
するため、「水の郷百選」として国土交通省が認定した地域であり、地域固有の水をめぐる歴
史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活か
したまちづくりに優れた成果を上げている107地域が認定されています。

本市においては2地域が認定されています。

①昔ながらの武蔵野の田園風景を残す「浮野の里」（平成7年度認定）

②水輪のまち きたかわべ（平成7年度認定）

(5) 埼玉県指定文化財（天然記念物）

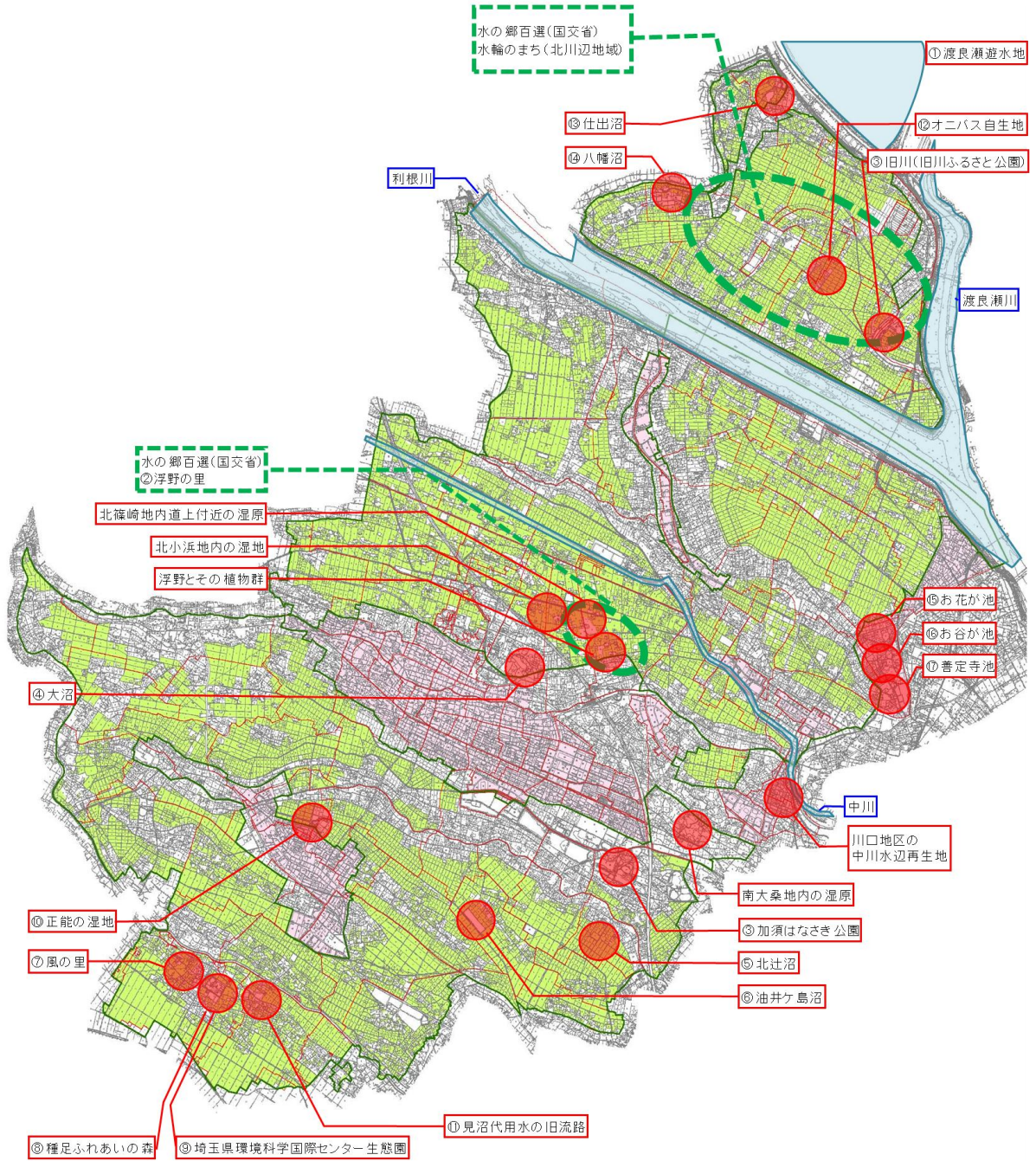
埼玉県にとって重要な文化財として、3箇所が天然記念物に指定されています。

①加須の浮野とその植物（昭和29年10月23日指定）

②玉敷神社のフジ（平成14年3月22日指定）

③中川低地の河畔砂丘群 志多見砂丘（平成26年3月11日指定）

●主な池沼の状況



凡例

- 農業振興地域
- 農用地
- 市街化区域
- 主な水辺
- 水の郷百選(国交省)

(6) 動植物の状況

①生物基礎調査兼自然観察会等において確認できた生きもの

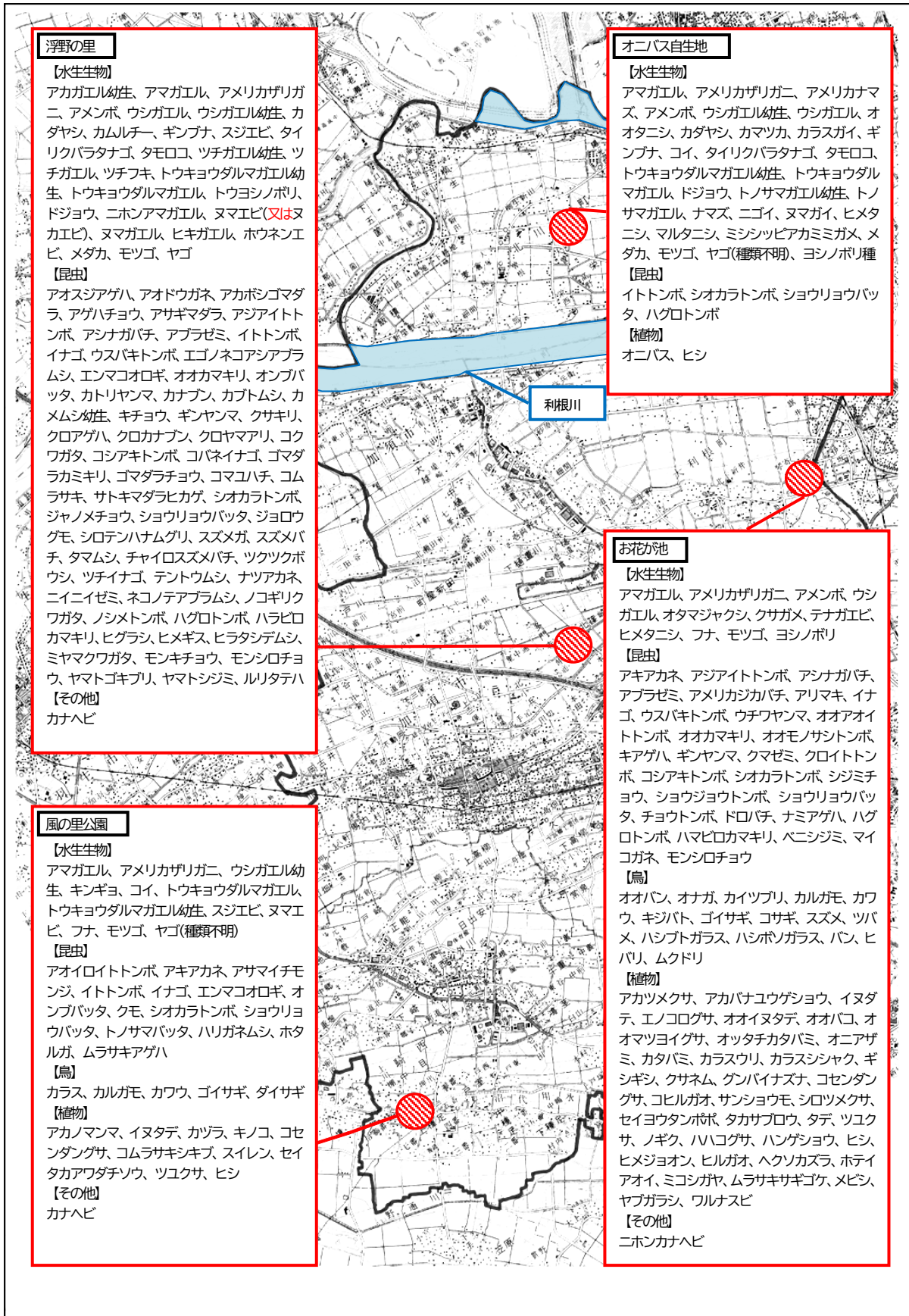
貴重な自然環境や美しい歴史的景観を形成している「浮野の里（加須地域）」、「風の里公園（騎西地域）」、「オニバス自生地（北川辺地域）」、「お花が池（大利根地域）」にて自然観察会を開催しています。

埼玉県川の国アドバイザー、埼玉県生態系保護協会加須支部と連携し、講師としてより詳しい説明等を行っていただくことで、参加者は生物多様性の大切さと市内の自然環境の現状を体感しました。また、この自然観察会に併せて生物基礎調査を実施し、生物多様性かぞ戦略の策定に向けて基礎データを収集しました。

■令和6年度の実施状況

	開催日等
加須地域 (H24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ●浮野の里水生生物観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年11月9日（土） ・参加者：79人（保護者含む。） ・講 師：埼玉県環境アドバイザー ●浮野の里昆虫観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年11月9日（土） ・参加者：66人（保護者含む。） ・講 師：埼玉県環境アドバイザー
騎西地域 (H26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ●風の里公園自然観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年9月26日（木） ・参加者：14人（種足小学校3年生12名 教師2名） ・講 師：埼玉県環境アドバイザー
北川辺地域 (H26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ●オニバス自生地自然観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年8月24日（土） ・参加者：5人 ・講 師：埼玉県環境アドバイザー
大利根地域 (H24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ●お花が池自然観察会 <ul style="list-style-type: none"> ・日 程：令和6年6月25日（火） ・参加者：46人（元和小学校5年生44名 教師2名） ・講 師：埼玉県生態系保護協会加須支部

●浮野の里・風の里・オニバス自生地・お花が池の確認結果



浮野の里

【水生生物】
 アカガエル幼体、アマガエル、アメリカザリガニ、アメンボ、ウシガエル、ウシガエル幼体、カダヤシ、カムルチー、ギンブナ、スジエビ、タイリクバラタナゴ、タモロコ、ツチガエル幼体、ツチガエル、ツチフキ、トウキョウダルマガエル幼体、トウキョウダルマガエル、トウヨシノボリ、ドジョウ、ニホンアマガエル、ヌマエビ(ヌハカエビ)、ヌマガエル、ヒキガエル、ホウネンエビ、メダカ、モツゴ、ヤゴ

【昆虫】
 アオスジアゲハ、アオドウガネ、アカボシゴマダラ、アゲハチョウ、アサギマダラ、アジアイトトンボ、アシナガバチ、アブラゼミ、イトトンボ、イナゴ、ウスバキトンボ、エゴノネコシアブラムシ、エンマコオロギ、オオカマキリ、オンブバッタ、カトリヤンマ、カナブン、カブトムシ、カメムシ幼体、キチョウ、ギンヤンマ、クサキリ、クロアゲハ、クロカナブン、クロヤマアリ、コクワガタ、コシアキトンボ、コバネイナゴ、ゴマダラカミキリ、ゴマダラチョウ、コマユハチ、コムラサキ、サトキマダラヒカゲ、シオカラトンボ、ジャンメチョウ、ショウリヨウバッタ、ジョロウグモ、シロテンハナムグリ、スズメガ、スズメバチ、タマムシ、チャイロスズメバチ、ツクツクボウシ、ツチイナゴ、テントウムシ、ナツアカネ、ニイニイゼミ、ネコノテアブラムシ、ノコギリクワガタ、ノシメトンボ、ハグロトンボ、ハラヒロカマキリ、ヒグラシ、ヒメギス、ヒラタシテムシ、ミヤマクワガタ、モンキチョウ、モンシロチョウ、ヤマトゴキブリ、ヤマトシジミ、ルリタテハ

【その他】
 カナヘビ

オニバス自生地

【水生生物】
 アマガエル、アメリカザリガニ、アメリカナマズ、アメンボ、ウシガエル幼体、ウシガエル、オオタニシ、カダヤシ、カマツカ、カラスガイ、ギンブナ、コイ、タイリクバラタナゴ、タモロコ、トウキョウダルマガエル幼体、トウキョウダルマガエル、ドジョウ、トノサマガエル幼体、トノサマガエル、ナマズ、ニゴイ、ヌマガイ、ヒメタニシ、マルタニシ、ミシシッピアカミミガメ、メダカ、モツゴ、ヤゴ(種類不明)、ヨシノボリ種

【昆虫】
 イトトンボ、シオカラトンボ、ショウリヨウバッタ、ハグロトンボ

【植物】
 オニバス、ヒシ

お花が池

【水生生物】
 アマガエル、アメリカザリガニ、アメンボ、ウシガエル、オタマジャクシ、クサガメ、テナガエビ、ヒメタニシ、フナ、モツゴ、ヨシノボリ

【昆虫】
 アキアカネ、アジアイトトンボ、アシナガバチ、アブラゼミ、アメリカジカバチ、アリマキ、イナゴ、ウスバキトンボ、ウチフヤンマ、オオアイトトンボ、オオカマキリ、オオモノサシトンボ、キアゲハ、ギンヤンマ、クマゼミ、クロイトトンボ、コシアキトンボ、シオカラトンボ、シジミチョウ、ショウジョウトンボ、ショウリヨウバッタ、チョウトンボ、ドロバチ、ナミアゲハ、ハグロトンボ、ハマヒロカマキリ、ベニシジミ、マイコガネ、モンシロチョウ

【鳥】
 オオバン、オナガ、カイツブリ、カルガモ、カワウ、キジバト、ゴイサギ、コサギ、スズメ、ツバメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、バン、ヒバリ、ムクドリ

【植物】
 アカツメクサ、アカバナユウゲショウ、イヌダテ、エノコログサ、オオイヌダテ、オオバコ、オオマツヨイグサ、オッタチカタバミ、オニアザミ、カタバミ、カラスウリ、カラスシシヤク、ギシギシ、クサネム、グンバイナズナ、コセンダングサ、コヒルガオ、サンショウモ、シロツメクサ、セイヨウタンポポ、タカサブロウ、タデ、ツユクサ、ノギク、ハハコグサ、ハンゲショウ、ヒシ、ヒメジョオン、ヒルガオ、ヘクソカズラ、ホテイアオイ、ミコシガヤ、ムラサキサギゴケ、メビシ、ヤブガラシ、ワルナスビ

【その他】
 ニホンカナヘビ

風の里公園

【水生生物】
 アマガエル、アメリカザリガニ、ウシガエル幼体、キンギョ、コイ、トウキョウダルマガエル、トウキョウダルマガエル幼体、スジエビ、ヌマエビ、フナ、モツゴ、ヤゴ(種類不明)

【昆虫】
 アオイロイトトンボ、アキアカネ、アサマイチモンジ、イトトンボ、イナゴ、エンマコオロギ、オンブバッタ、クモ、シオカラトンボ、ショウリヨウバッタ、トノサマバッタ、ハリガネムシ、ホタルガ、ムラサキアゲハ

【鳥】
 カラス、カルガモ、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ

【植物】
 アカノマンマ、イヌダテ、カツラ、キノコ、コセンダングサ、コムラサキシキブ、スイレン、セイトカアワダチソウ、ツククサ、ヒシ

【その他】
 カナヘビ

②生息・生育記録から確認できた生きもの

動植物を対象に市内における生息確認記録があった9つの文献、埼玉県生物多様性データベース、生物基礎調査兼自然観察会の結果から、次の動植物が生息・生育していることが確認できました。

■文献一覧

NO.	文献名	発行年	調査者、著者等	対象項目							
				哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類	底生	植物
1	加須市史 通史編	1981	加須市	○	○	○	○		○	○	○
2	北川辺町町史 資料集 10 北川辺の自然 -植物編-	1985	北川辺町史編さん委員会								○
3	行こう・さがそう 騎西の自然	1994	・埼玉県生態系保護協会編 ・騎西町教育委員会	○	○	○	○	○	○		○
4	埼玉県昆虫誌 2	1997	埼玉県昆虫談話会					○			
5	埼玉県昆虫誌 1 第1分冊	1998	埼玉県昆虫談話会					○			
6	埼玉県昆虫誌 1 第2分冊	1998	埼玉県昆虫談話会					○			
7	埼玉県昆虫誌 3	1998	埼玉県昆虫談話会					○			
8	埼玉県昆虫誌 別巻	1999	埼玉県昆虫談話会					○			
9	埼玉県レッドデータブック植物編(第4版) 埼玉県の希少野生動植物	2024	埼玉県環境部 みどり自然課				○				○
10	浮野の里自然観察会	2012 ~2024	加須市環境政策課				○	○	○	○	
11	風の里公園自然観察会	2014 ~2024	加須市環境政策課				○	○	○	○	○
12	オニバス自生地自然観察会	2014 ~2024	加須市環境政策課				○	○	○		○
13	お花が池自然観察会	2012 ~2024	加須市環境政策課		○	○	○	○	○	○	○
14	その他情報	~2024	加須市環境政策課		○						○

■確認結果一覧

分類	目数 ※植物：門	科数	和種数
哺乳類	5	7	12
鳥類	16	36	116
爬虫類	2	5	9
両生類	2	5	10
昆虫類	12	102	314
魚類	7	13	37
底生	1	3	3
植物	3	115	550
合計	47	285	1,037

(7) 主な希少生物

①動物

- ・オオタカ（タカ科）《県：絶滅危惧Ⅱ類、国：準絶滅危惧》

カラス大の里山に暮らす代表的なタカです。古くからタカといえば概ねこのオオタカを指します。山地から平地にかけ広い範囲で暮らしていますが、特に冬場は低地にも頻繁に現れます。

- ・チュウサギ（サギ科）《県：絶滅危惧Ⅱ類、国：準絶滅危惧》

いわゆるシラサギの一種で夏鳥として主に東南アジアから渡ってきます。水田などにいるドジョウやカエルなどを食べて暮らしています。繁殖期には竹林などに「サギ山」と呼ばれる集団繁殖地を形成します。

- ・カワセミ（カワセミ科）《県：絶滅のおそれのある地域個体群》

上部は光沢のある青、下部は明るいオレンジ色の大変美しい鳥です。川や池に住む小魚を食べて暮らしています。農業用水路などでも観察されます。

②魚

- ・メダカ（メダカ科）《県：準絶滅危惧2型、国：絶滅危惧Ⅱ類》

水田や池沼、中小河川など、流れのゆるい小川や水路などに生息し、動物プランクトンなどを食べます。水田の減少や、河川の三面護岸など、生息条件の悪化により、県内の産地が激減しており、わずかに加須低地一帯に多産地を残しています。

③昆虫

- ・オオモノサシトンボ（モノサシトンボ科）《県：絶滅危惧ⅠB類、国：絶滅危惧Ⅰ類》

大型のイトトンボで、まるで体に物差しの目盛りがついているように見えます。お花が池のヨシの中で、ひっそりと暮らしている姿を観察できます。

- ・コムラサキ（タテハチョウ科）《県：準絶滅危惧》

河川や池沼、湿地に生えるヤナギの林などに生息します。成虫はクヌギやヤナギなどの樹液を吸い、幼虫は、ヤナギの葉を食べて育ちます。

④植物

- ・ノウルシ（トウダイクサ科）《県：準絶滅危惧、国：準絶滅危惧》

湿地に生える多年草で、4月上中旬に茎の先端付近の葉や花序の苞葉が鮮やかな黄色に色づきます。茎や枝を折ると白い液が出て、触れるとかぶれることから、ノウルシの名前が付いています。

- ・サンショウモ（サンショウモ科）《県：準絶滅危惧、国：絶滅危惧Ⅱ類》

サンショウの葉のような形からその名がつけましたが、シダの仲間の浮草です。晩夏にはお花が池の水面を覆いつくします。

- ・トキソウ（ラン科）《県：絶滅危惧ⅠA類、国：準絶滅危惧》

低温の地下水脈に泥炭が重なる湿原（浮野）に自生しています。高原性植物であり、関東平野では他に自生地がなく、県天然記念物に指定されています。6月頃開花する花の色が、朱鷺の羽の色に似ています。

- ・キタミソウ（ゴマノハグサ科）《県：絶滅危惧Ⅱ類、国：絶滅危惧Ⅱ類》

池や川の水辺に生える小型の1年草です。北海道の北見地方で発見され、熊本県や埼玉県などに飛び離れて分布します。花は小さく3mmほどです。

- ・オニバス（スイレン科）《県：絶滅危惧ⅠA類、国：絶滅危惧Ⅱ類》

オニバスはスイレン科の巨大な浮葉の一年草です。やや富栄養化した池や沼に生える水草で、毎年5月頃から水底の種子が発芽し、6月頃から矢じり型の幼葉をのぼします。7月頃にはとげのある丸い葉を上げ、浮葉の直径は条件がよければ2mにも成長します。

4 生物多様性の保全に向けた市の取組

「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を目指し、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する「加須市環境基本計画」において、生物多様性の保全に関する主な取組として、次の取組が位置づけられています。

	施策事業名	事業の内容
1	屋敷林等の保全	保存樹林などの指定制度により、武蔵野の面影を伝える屋敷林などの身近な緑の保全を推進します。
2	エコミュージアムの構築	浮野の里をはじめとする地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた総体としての環境を、自然体験や環境学習の場として活用するエコミュージアムとして位置づけ、環境学習の機会の拡充を図ります。
3	「浮野の里」の保全・活用	「浮野の里・葦の会」や「さいたま緑のトラスト協会」と協働し、浮野の里の自然環境やノウルシやトキソウなどの保全・活用を推進します。また、保全体制の充実強化を図り、環境学習や自然体験など多くの人が「浮野の里」を体感できるエコミュージアムの構築を進めます。
4	オニバスの保護・活用	オニバス自生地の管理と情報発信、ガイドの設置、保護団体の育成・支援などにより、オニバスの保護や周辺の自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。
5	お花が池の保全・活用	オオモノサシトンボ、サンショウモなどの動植物の保護や情報発信、観察会の開催、保護団体の支援などにより、お花が池及び周辺の自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。
6	風の里の保全・活用	風の里に生息する動植物や自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。
7	営農による緑地の保全	農業の担い手に農地を集積することにより、農地の効率的な利用を推進し、集団的な優良農地の確保・保全に努めます。また、都市近郊の緑の重要な役割を担う農地や農業用水路などについて、自然や景観に配慮した整備を行います。
8	環境保全型農業の推進	農薬・化学肥料を減らした農産物の生産など、環境保全型農業への支援を推進します。
9	鳥獣保護及び外来生物による被害防止	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、区域指定による野生鳥獣の保護及び地域住民の安全を確保するとともに、農業や生活環境への被害を軽減するため、渡良瀬川及び利根川近辺に生息確認されているイノシシを中心に有害鳥獣の駆除に努めます。また、生態系に影響を与えるブラックバスやカミツキガメなどの特定外来生物の適切な取り扱いに関する普及啓発に取り組みます。さらに、県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲やクビアカツヤカミキリなど特定外来生物が及ぼす被害防止に努めます。

10	環境保全区域の指定の推進	加須市環境保全条例に基づく環境保全区域の指定を推進することにより、水辺や緑、歴史的遺産、景観など優れた環境を保全します。
11	水辺の再生	河川や水路などの整備・改修に併せ、遊歩道や魚巢を整備するなど自然や親水機能の保全・創出に配慮した空間づくりを推進します。
12	利根川河川敷の保全・活用	自然環境と共生を図りつつ、自然とふれあい、スポーツなどを行う場として、利根川未来パーク構想に基づき利根川の広大な河川敷の有効利用を図ります。
13	渡良瀬遊水地の保全・活用	ラムサール条約の理念である「保全・再生」、「賢明な利用」、「交流・学習」を関係団体や地域住民との連携・協働により推進し、渡良瀬遊水地の水辺や湿地を保全するとともに、環境学習・環境教育や観光拠点としての利活用を図ります。
14	河川浄化の推進	冬期の河川・水路などへの流量が減少することによる水環境の悪化を防ぐため、冬期に農業用水路を利用した冬期通水（冬水）を推進し、水質の浄化を図ります。また、河川浄化団体などとの協働により、生活排水の適正処理や河川の浄化活動を推進します。
15	緑の創造	グリーンカーテンの普及、庭木・草花の植樹を図るなど市民によるまちの緑の創造を促進します。
16	志多見砂丘の保全	市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域や県天然記念物に指定される、志多見砂丘の赤松等の貴重な緑や特異な地形等の保全を推進します。

第4章 生物多様性かぞ戦略の必要性と課題

生物多様性を守るための取り組みは、誰かがではなく、一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中で捉え、実感し、身近なところから一つずつ取り組んでいくことが大切です。

本市の自然環境の保全に向けた取組を推進し、市の特徴・地域性を踏まえた特有の生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、自然と共生したまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、生物多様性かぞ戦略（以下「かぞ戦略」という。）を策定しています。

1 かぞ戦略の必要性

(1) 市民意向から見た必要性

第2次加須市環境基本計画の策定に伴い令和7年9月に実施した「加須市の環境に関するアンケート調査」では、「環境保全を推進していくために期待する施策について」の問いに対し、第2次計画と同様に市民・事業者・中学生とも「水と緑が豊かな自然環境の保全」が多い結果となりました。一方で、空き家対策や耕作放棄地の解消への期待が高まりました。

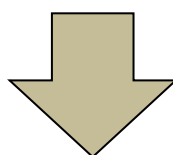
また、「加須市まちづくりアンケート」の「自然環境との共生」の問いに対する満足度及び重要度の結果は、いずれも前回（令和元年度）調査時に比して値が上昇していました。

●加須市の環境に関するアンケート結果

	市民	事業所	中学生
1位	空き家対策の推進 (33.8%)	水と緑が豊かな自然環境の保全 (43.7%)	水と緑が豊かな自然環境を守る (51.2%)
2位	水と緑が豊かな自然環境の保全 (31.4%)	空き家対策の推進 (35.8%)	ポイ捨てごみのない、きれいなまちにする (44.7%)
3位	耕作放棄地の解消 (22.6%)	耕作放棄地の解消 (22.5%)	野鳥や昆虫、魚など、生き物がすむところを守り、育てる (30.2%)

●加須市まちづくりアンケート結果（自然環境との共生）※「満足」「やや満足」の合計

	満足度	重要度
令和6年度	20%	64%
令和元年度	15%	55%
平成26年度	26%	55%



「自然環境との共生」に向けて生物多様性を保全する計画的取組が必要

(2) 市の特徴・地域性から見た必要性

①水田の減少

地域の農林業の実態を明らかにすることを目的として農林水産省が実施する農林業センサスの結果、本市の「田」について平成27年度と令和2年度を比較すると、「田のある経営体」、「稲を作った田の経営体」は、いずれも約3～4割減少し、田の面積においても約1割減少しています。

●水田の状況（農林業センサス：各年2月1日現在）

区 分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	各年2月1日現在		
			令和2年（2020年）		
			対平成27年		
			差 引	割 合	
田のある経営体数（経営体）	3,614	2,981	2,280	-1,334	▲36.9%
田の面積（a）	473,235	427,337	441,727	-31,508	▲6.7%
稲を作った田（経営体）	3,569	2,943	2,123	-1,446	▲40.5%
田の面積（a）	428,895	391,760	366,216	-62,679	▲14.6%

②貴重な生きものの生息・生育

浮野の里やオニバス自生地等の市特有の水辺環境には、ノウルシやトキソウ、オニバス、サンショウモやオオモノサシトンボを始めとした貴重な生きものが数多く存在しています。

市の特徴や地域性を踏まえた生物多様性を保全する計画的取組が必要

2 かぞ戦略策定の課題

第3次かぞ戦略の策定に当たっては、第2次計画同様「生物多様性」という言葉自体から、かぞ戦略の必要性を丁寧に説明していくとともに、本市の特徴・地域性や現状を踏まえた取組を推進していく必要があります。

- 課題1 市の自然環境に関心を持ち、多様な生きものつながりが私たちの生活の基盤になっていることを伝えていく必要があります。
- 課題2 緑豊かな水田を保全し、様々な生物種の保全を図るため、農地の保全や環境保全型の農業を推進し、持続可能な利用に繋げていく必要があります。
- 課題3 利根川や渡良瀬遊水地、農業用水路や浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池を始めとする池沼など、様々な生きものが生息・生育する市特有の水辺を保全・再生し、生物種の保全を図るため、環境学習や教育を推進し、持続可能な利用に繋げていく必要があります。
- 課題4 生物多様性のために私たち一人ひとりが身近なところから考え、一つずつ着実に実行し、水と緑の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

〈参考〉生物多様性の言葉の認知度

	令和元年 8 月		令和 4 年 7 月
・言葉の意味を知っていた	19.7%	→	29.4%
・意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった	31.5%	→	43.2%
・聞いたこともなかった	47.8%	→	26.5%

■資料：「生物多様性に関する世論調査」（令和4年7月、内閣府）

※ 令和元年度以前は「環境問題に関する世論調査」として実施

・全国18歳以上の者：3,000人

・有効回収数：1,557人（回収率51.9%）※ 郵送又はインターネット回答

・調査期間：令和4年7月21日～8月28日

〈参考〉生物多様性の言葉の認知度

（環境問題への対応に向けた取組の言葉・内容について ※ 多い順）

・食品ロス	78.4%
・SDGs	69.4%
・カーボンニュートラル	49.2%
・マイクロプラスチックによる海洋汚染	43.2%
・フードドライブやフードバンク	29.8%
・生物多様性	20.6%
以下省略	

■資料：「加須市の環境に関するアンケート調査」（令和7年9月、加須市）

※ 対象は、市民、事業者、中学生であるが、ここでは市民の結果のみ記載

・市民18歳以上の者：3,000人

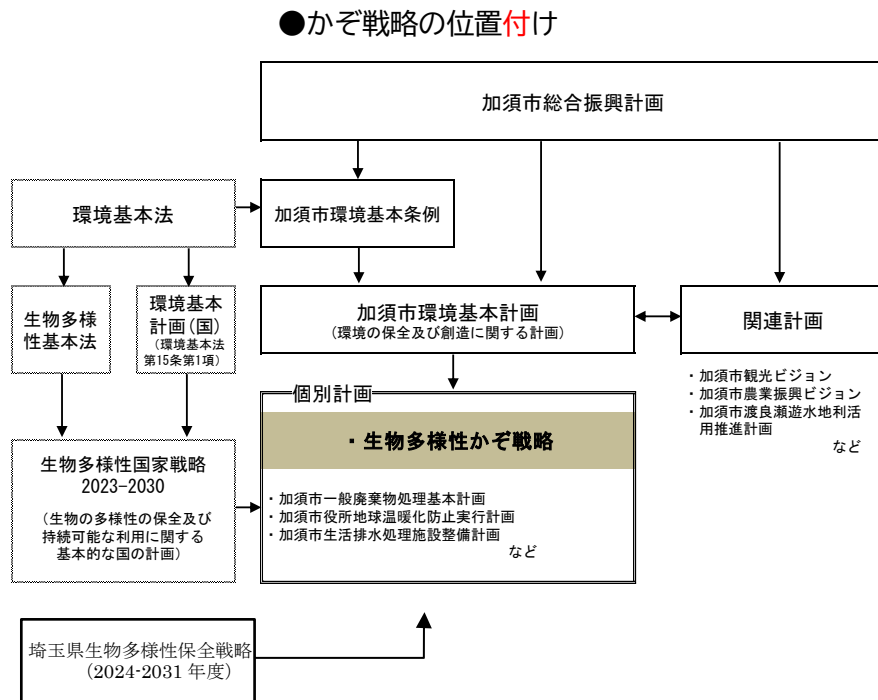
・有効回収数：1,442人（回収率48.1%）※ 郵送回答

・調査期間：令和7年9月19日～10月10日

第5章 かぞ戦略の位置付け・計画期間

1 かぞ戦略の位置付け

かぞ戦略は、加須市環境基本計画の個別計画であり、本市の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、自然と共生したまちづくりを実現するための取組を示すものです。



2 対象区域

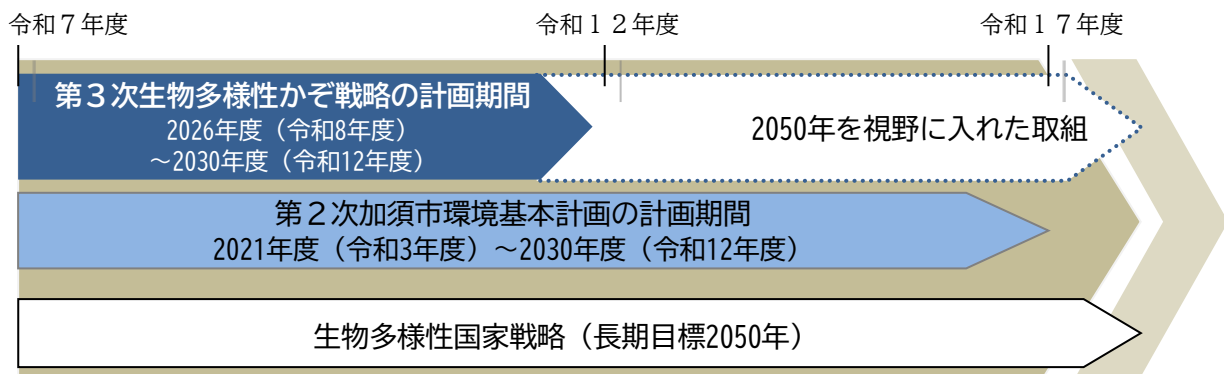
かぞ戦略は、加須市全域を対象に取り組みます。

3 計画期間

かぞ戦略の計画期間は、第3次加須市環境基本計画の計画期間を踏まえ2030年度（令和12年度）に設定します。

また、長期的には生物多様性国家戦略の長期目標である2050年を視野に入れて取り組みます。

●計画の期間



4 生物多様性かぞ戦略とSDGsの関連

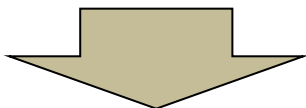
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任・つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
I 守る・再興する																	
I-1 生息・生育環境の保全・再生											●	●	●		●		●
I-2 緑の保全・創造・活用											●	●	●		●		●
I-3 農地の保全		●									●	●	●		●		●
I-4 水辺環境の保全・再生・活用											●				●		●
I-5 特定外来生物・鳥獣対策											●	●			●		●
II 知る・学ぶ																	
II-1 生物多様性の普及及び学習・教育				●							●		●		●		●
III 活用する																	
III-1 自然観察会等の開催に係る他機関・団体との連携				●							●		●		●		●
III-2 自然とのふれあいの促進				●							●		●		●		●

第6章 かぞ戦略の目標

1 かぞ戦略の基本目標

加須市環境基本計画における本市の「望ましい環境像」

豊かな自然と快適な環境のまちづくり



かぞ戦略における基本目標

私たちがずっと安心して暮らすためには、屋敷林や社寺林とそれに連なる農村集落が点在する田園風景、利根川や渡良瀬遊水地、農業用水路や池沼などの水辺など、水と緑の豊かな自然環境で育まれた様々な生きものを守っていくことが大切です。

特に本市は、コウノトリが飛来したことや埼玉県における希少野生植物が51種確認でき、先人から受け継いだこれらの自然環境を保全し、多様な生きものを後世に伝えていく必要があります。

本取組によって、加須市環境基本計画における望ましい環境像「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を更に推進するため、豊かな自然と共生するまちをつくりまします。

豊かな自然と共生するまちをつくる
～ ネイチャーポジティブの実現 ～

第3次かぞ戦略策定の考え方

第3次生物多様性かぞ戦略の策定にあたっては、従来の「先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくり」の理念を踏襲しつつ、生物多様性に関する国の方向性として「ネイチャーポジティブ」を2030年までに実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用していくこととされていることから、第3次では課題を洗い出し、当目標に向かって取り組んでいくものとしまします。

〈参考〉加須市環境基本条例

前文（抜粋）

～ 先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを推進することが私たち市民の使命である。

2 かぞ戦略の3つの目標

市民一人ひとりが本市の水と緑の豊かな自然環境を知り、本市の特徴や地域性の「埼玉一の米どころ」、「身近な水辺が数多く存在」していることを活かした生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かにします。さらに生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって享受できる自然と共生するまちを実現するため、かぞ戦略の3つの目標を「知る・学ぶ」「守る・再興する」「活用する」として戦略を推進します。

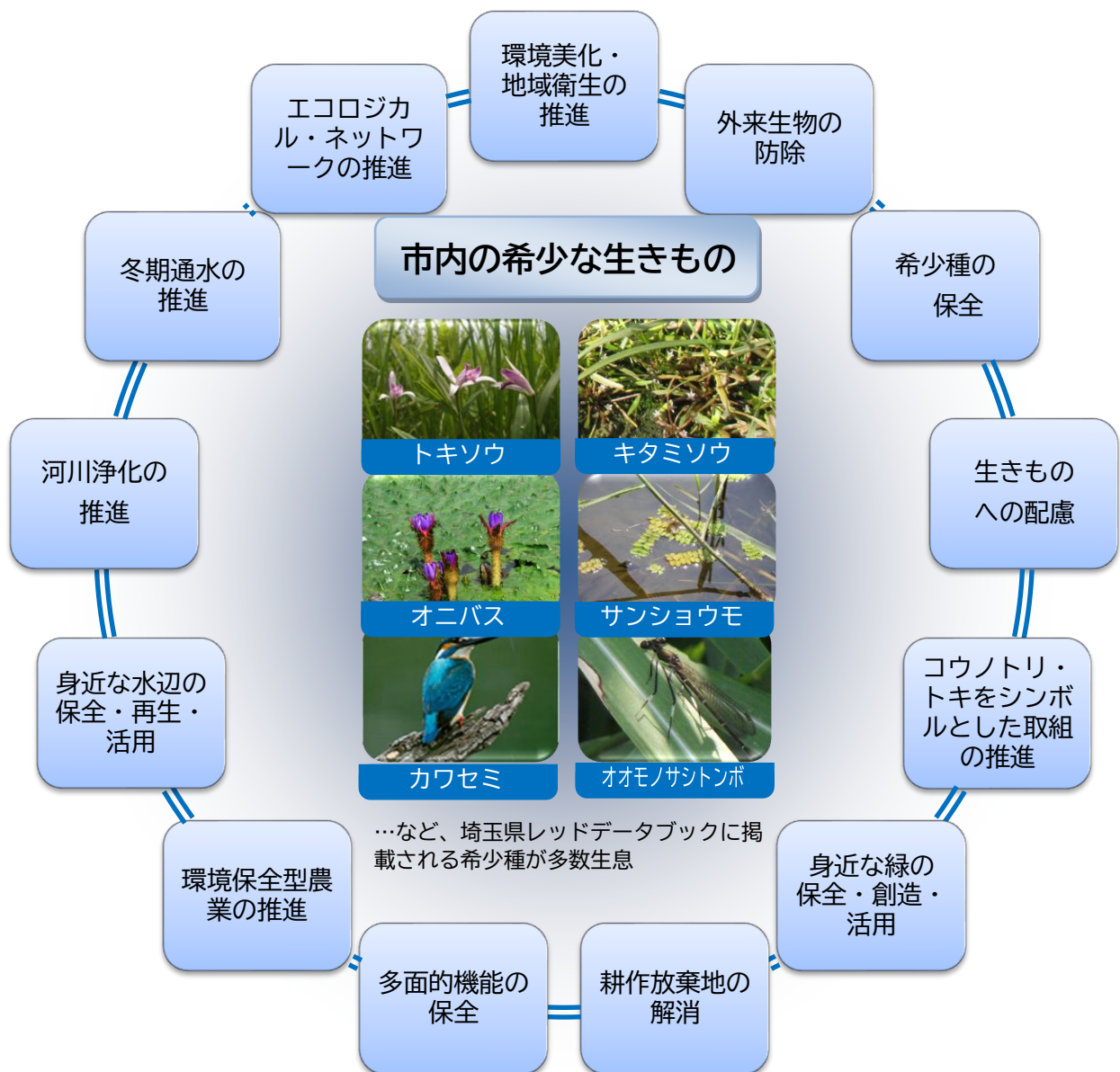


目標 I
守る・再興する

多様な生きものが育まれる自然環境を**守る**
とともに**再興し**、後世に伝えます

自然と共生するまちを実現するため、本市の特徴や地域性である、緑豊かな水田や利根川や渡良瀬遊水地、身近な池沼など、多様な生きものが育む自然環境を**守るとともに再興するための取組**を、市民や事業者、団体等の各主体との連携により推進します。

■目標の実現に向けた取組

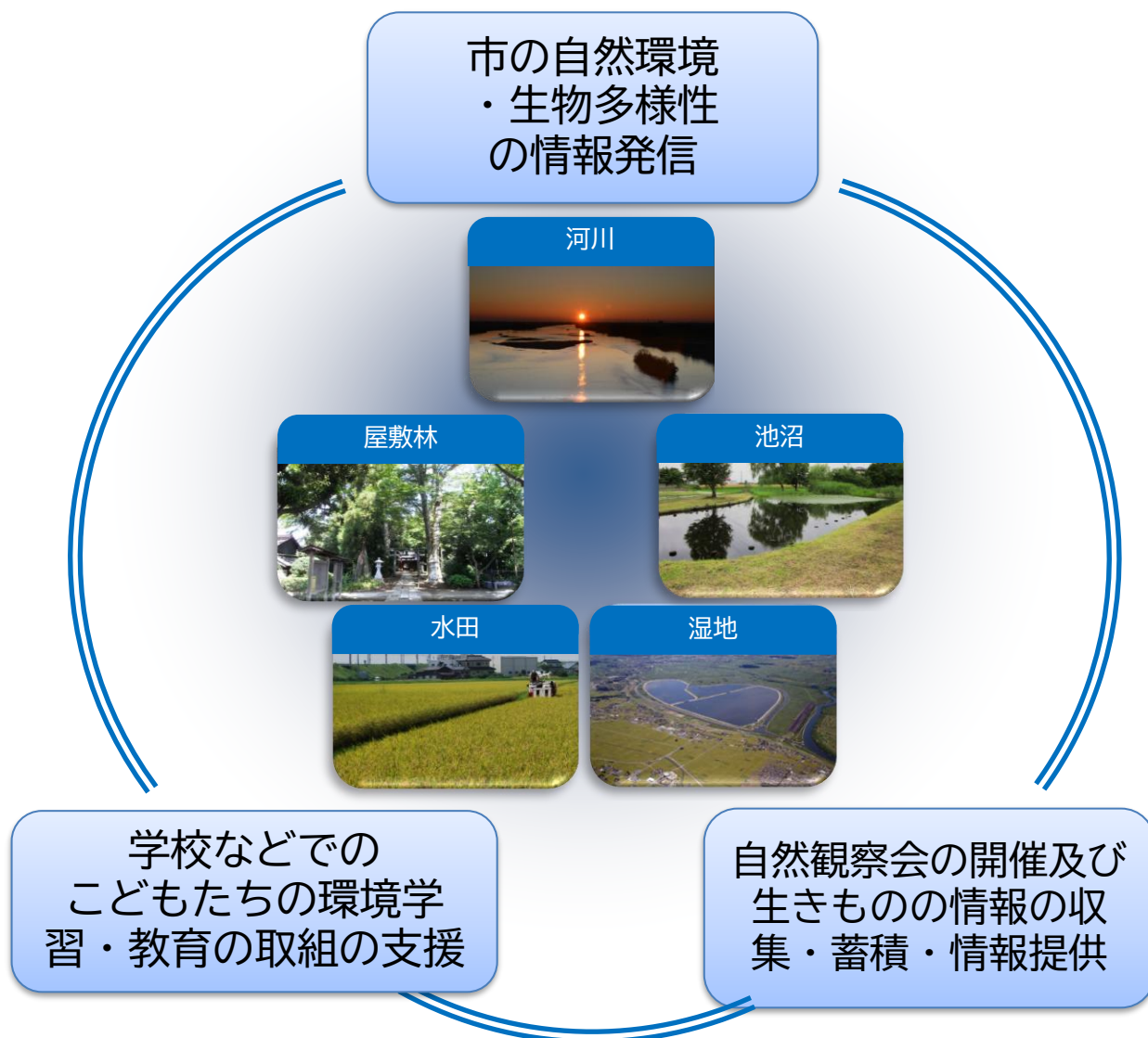


目標Ⅱ
知る・学ぶ

加須市の自然環境を知り、学ぶことで生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります

自然と共生するまちを実現するため、生物多様性の保全・再生に関する本市の取組（「加須市環境学習講座」等）や生物多様性と日常生活との関わりなどの情報発信、生物多様性の学習・教育の推進により、本市の自然環境を知る・学ぶことを通じて、生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります。

■目標の実現に向けた取組



目標Ⅲ 活用する

水と緑の豊かな自然環境の恵みを 持続性を持って活用します

自然と共生するまちを実現するため、水辺における自然観察会の開催や水田・農地を活用した農業体験、まつりやスポーツイベントなどを開催する場として活用し、本市の水と緑の豊かな自然環境の恵みを楽しみます。

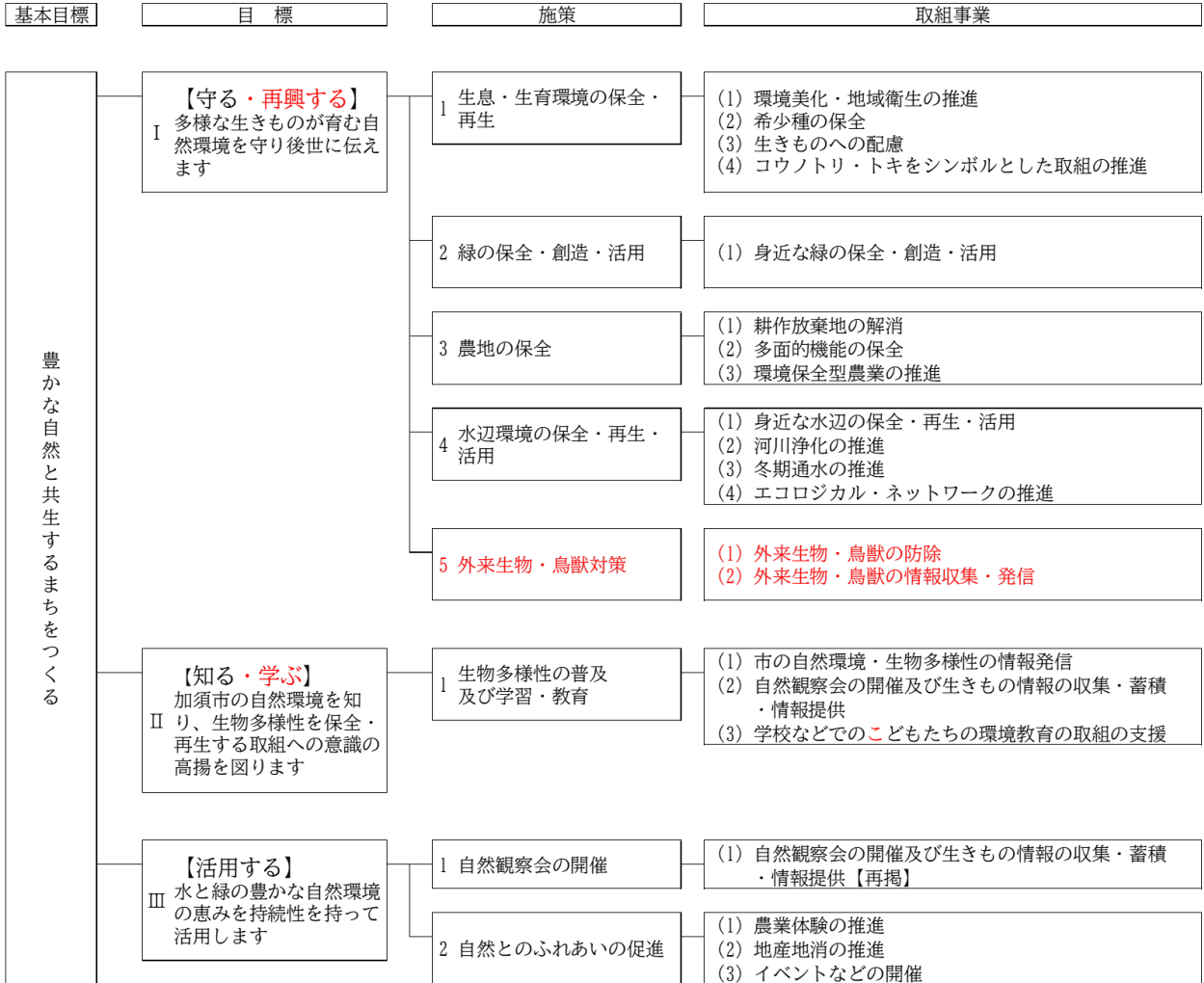
■目標の実現に向けた取組



第7章 かぞ戦略の行動計画

1 かぞ戦略の体系

基本目標に掲げる豊かな自然と共生するまちの実現に向けて、3つの目標、8つの施策により、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を推進します。



2 行動計画

目標 I 【守る・再興する】多様な生きものが育む自然環境を守るとともに再興し、後世に伝えます

自然と共生するまちを実現するため、本市の特徴や地域性である、緑豊かな水田や利根川や渡良瀬遊水地、身近な池沼など、多様な生きものが育む自然環境を守り豊かにする取組を、市民や事業者、団体等の各主体との連携により推進します。

■施策 I-1 生息・生育環境の保全・再生

清掃活動やリサイクルなどの地域衛生・環境負荷低減への取組や外来生物の防除、開発時等における生きものへの配慮により生息・生育環境を保全・再生します。

また、希少種の保全に取り組むとともに、コウノトリ・トキをシンボルとした生物多様性の保全に広域で連携し取り組みます。

取組事業 I-1- (1) 環境美化・地域衛生の推進

- ①快適かぞ市民活動や渡良瀬遊水地クリーン作戦などの清掃活動やリサイクルなどの環境活動を促進し、生きものの生息・生育環境を保全します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
一斉清掃参加人数	15,231人	35,500人	・事業者、学校、その他団体と連携を図り、引き続き、参加を呼びかけるほか、各種の衛生期間と連動した日程とすることで、参加気運の醸成を図り、市内の環境美化を促進する。	●	●	●
利根川河川敷緑地公園 不法投棄パトロール 実施回数	6回	6回	・不法投棄物の回収など、清掃活動を行うことにより、生きものの生息、育成場所の保全に努める。			●

担当課：環境政策課・資源リサイクル課・道路公園課

取組事業 I-1- (2) 希少種の保全

- ①ノウルシやトキソウ、オニバス、オオモノサシトンボ、サンショウモ、キンランなどの生息・生育環境を保全します。
- ②かつては本市の身近な所で目にしたメダカ、ホタル、カブトムシ、クワガタなどの水生生物や昆虫の再生に取り組むため、市内に再生できる拠点を設けます。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
浮野の里の現地調査の 実施回数	12回	12回	【浮野の里】 ・「浮野の里・葦の会」と連携し、「浮野の里」の保全及び利活用に努める。 ・トキソウの活用方法の検討。 ・毎月、現地調査を実施し、トキソウの種の採取を行うなど、保全に努める。	●		●
水生生物及び昆虫の 再生拠点数	新規のためなし	・4箇所(それぞれ各 地域単位で各1箇 所)※	・市内4箇所の代表的な水辺環境である(加須地域:浮野の里、騎西地域:風の里、北川辺地域:オニバス自生地、大利根町:お花が池)の保全に努め、本市の自然環境の保全・活用に努める。	●	●	●

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課

取組事業 I-1- (3) 生きものへの配慮

- ①新たな開発時やほ場や河川、水路の整備・改修時には、生きものの生息・生育場所やその周辺の生物多様性の保全に配慮します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
農振農用区域内の田のほ場整備率 農振農用区域内のほ場整備面積(30a以上)	農振農用区域内の田のほ場整備率(30a以上)実績59.7% 農振農用区域内のほ場整備面積(30a以上)実績2,410ha	農振農用区域内の田のほ場整備率(30a以上)55% 農振農用区域内のほ場整備面積(30a以上)2,260ha	・農地中間管理事業実施地区において、ほ場整備を希望する地区が多数ある中で、事業推進方法と市の財政状況とのバランスを考えながら推進する。	●		●
フトンカゴ設置個所数	0箇所	1箇所	・フトンカゴ又は魚巢ブロックを概ね100mに1箇所の間隔で設置し、埼玉県と連携を図りながら、一定間隔に設置できるように調整し水辺環境の保全に努める。			●
生活道路側溝整備延長距離	366.2m	1,200m	・溢水対策と合わせて、周辺の自然への影響に配慮しながら、土砂流出等を保全する道路側溝の整備に努める。			●
公園内の池の清掃箇所数	2箇所 ・花崎城山公園 ・斎藤与里記念公園	2箇所 ・花崎城山公園 ・斎藤与里記念公園	・公園内の池の清掃を行うことにより、生きものの育成・生息場所の保全に努める。			●

担当課：農業振興課・道路公園課・治水課

取組事業 I-1- (4) コウノトリ・トキをシンボルとした取組の推進

- ①「渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会」、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」に参画し、コウノトリやトキをシンボルとした生物多様性の保全に連携して取り組みます。
- ②小山市域で誕生したコウノトリの生育環境を近隣自治体と強化し、更なる生物多様性の保全に取組みます。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
関係主要会議への参画数	2会議 (「渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進協議会」、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」)	2会議※	・「渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク形成アクションプラン」及び「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」に参画し、コウノトリをシンボルとした生物多様性の保全に連携して取組み、市内の取組へつなげていく。			●

担当課：環境政策課

■施策 I-2 緑の保全・創造・活用

屋敷林の保全や街路樹や公園、自宅などへの植栽などの取組をとおり、身近な緑を保全・創造します。
また、志多見砂丘の保全に取り組みます。

取組事業 I-2- (1) 身近な緑の保全・創造・活用

- ①屋敷林、街路樹、**雑木林**、公園や敷地内の樹木や草花などの身近な緑を保全・創造します。
- ②グリーンカーテンによりまちの緑を創造し、美しい景観の形成につなげるほか、二酸化炭素の吸収源として活用します。
- ③ 志多見砂丘の赤松等の貴重な緑や特異な地形等を保全します。
- ④ **昆虫等の動植物の再興のために、また、本市特有の武蔵野の面影を残すクヌギ並木など雑木林等、身近な緑の自然再興に取組みます。**

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
保存樹林の指定面積	91,718㎡	132,000㎡	・保存樹林等の指定拡大、オープンガーデン登録庭数の増加、グリーンカーテン設置促進、志多見砂丘の松くい虫防除対策実施などにより、保存樹林の確保に努める。	●		●
公共施設グリーンカーテン設置数(学校は除く)	9箇所	50箇所※	・公共施設等へのグリーンカーテンの設置を促進する。			●
植樹帯の適正な維持管理の対応率	100%	100%	・道路の安全を確保するとともに景観に配慮した維持管理を行い、植樹帯の適正な維持管理に努める。			●
公園内の樹木 剪定箇所数	公園緑地151箇所	公園緑地151箇所	・身近な緑を維持するため、公園の樹木の剪定を行い、明るく利用しやすい公園の整備に努める。			●
クヌギ並木の再生箇所数	新規のためなし	4箇所※	・本市の美しい景観の一つである武蔵野の風景の面影を残すくぬぎ並木を保全再生することで、本市の生態系や自然環境保全に係る意識の醸成を図る。	●		●

担当課：環境政策課・農業振興課・道路公園課

■施策 I-3 農地の保全

農地は、様々な生きものを育むとともに国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有します。田んぼを始めとした「農地」の保全により、生きものの生息・生育環境を守るため、耕作放棄地の解消や多面的機能支払交付金などの支援制度を活用し、多面的機能の保全、環境保全型農業に取り組みます。

また、田んぼへの湛水により、生きものの生息・生育環境の保全に取り組みます。

取組事業 I-3- (1) 耕作放棄地の解消

- ①担い手農家へ農地集積を推進します。
- ②(株)かぞ農業公社と連携し、農地の適正管理を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
耕作放棄地解消・再生農地活用面積(年間解消面積3ha)	9.0ha	—	・農業委員・農地利用最適化推進委員・(株)かぞ農業公社等と連携し、優良農地を保全するため、耕作放棄地の解消など、農地の適正管理を推進する。	●		●
農地中間管理事業により営農を再開した面積	—	?				

担当課：農業委員会

取組事業 I-3- (2) 多面的機能の保全

- ①水源の涵養や自然環境の保全など、農地の多面的機能の保全を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
補助対象活動面積	792ha	660ha	・市内約40団体に対して適切な指導・支援や事業実施をサポートするほか、中間管理事業等や土地改良事業等が行われた地域に対し引き続き新たな事業による更なる面積の拡充を図る。	●		●

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課

取組事業 I-3- (3) 環境保全型農業の推進

①減農薬・減化学肥料・有機農業などの農産物生産の取組を支援します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
環境保全型農業 直接支払交付金 取組面積	3,599a	1,070a	・環境保全型農業推進事業の周知を行い、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援していく。	●		●

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課

■施策 I-4 水辺環境の保全・再生・活用

利根川や渡良瀬遊水地、河川や用水路、池沼など様々な生きものを育む身近な水辺環境を保全・再生するため、関係団体と連携し、水辺の保全活動や河川浄化の推進、冬期通水の推進に取り組みます。

また、多様な生きものが育む水辺環境のエコロジカル・ネットワークを推進します。

取組事業 I-4- (1) 身近な水辺の保全・再生・活用

- ①浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池などの池沼を保全・再生します。
- ②生きものが育む場として利根川河川敷の保全・再生に取り組みます。
- ③「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」に参画し、渡良瀬遊水地の保全と利活用に取り組みます。
- ④水生生物等の動植物の再興のために、池沼や湿地等、身近な緑の自然再興に取り組みます。
- ⑤ 浮野の里の水生生物の棲み家となる田掘りの汚泥を定期的に浚渫します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
浮野の里・葦の会への 保全活動の委託数	1回	各1回	・公有地管理を中心とした「浮野の里・葦の会」への管理委託を継続し、「浮野の里の保全・利活用方針」に基づき、浮野の里の保全に努める。			●
風の里の 草刈り・ごみ拾い等の 実施回数	2回	2回	・風の里の地域との連携を踏まえ、自然観察会等の実施に備え、除草等の活動を行なう。	●		●
お花が池の 草刈り・ごみ拾い等の 実施回数	2回	2回	・地元自治協力団体や保護団体による草刈り及びごみ拾いを実施し市内の環境美化に努める。	●	●	●
オニバス自生地の 保護活動回数	4回	7回	・オニバスの会との連携を図りながら、次年度の開花時期に向け、除草等の活動をしていく。	●		●
渡良瀬遊水地保全・利活用 協議会への参画数 (幹事会・部会含む)	1回	1回	・渡良瀬遊水地保全・利活用協議会にも参画し、関係機関と連携した渡良瀬遊水地の保全・利活用を推進する。			●
利根川河川敷緑地公園 除草回数	3回	2回	・利根川河川敷緑地公園の除草を行い、生きものの育む場の保全及び訂正な生育環境の管理に努める。			●
田堀浚渫の回数	1回	3年に1回※	・浮野の里の田彫りを定期的に浚渫し、適正な維持管理に努める。			●

担当課：環境政策課・道路公園課・各総合支所地域振興課

取組事業 I-4- (2) 河川浄化の推進

- ①会の川や旧川などの河川の浄化活動を推進します。
 ②公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化や合併処理浄化槽の普及を促進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
会の川清掃の参加人数	60人	60人※	・河川清掃活動等への市民参加を促進し市内全域の環境美化を図る。	●	●	●
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率	53%	63.6%※	・広報紙やHP等による補助金制度の周知や戸別訪問等により、合併処理浄化槽への転換を促進する。	●		●
公共下水道加入率 農業集落排水加入率	公共下水道加入率 83% 農業集落排水加入率 79%	公共下水道加入率 84% 農業集落排水加入率 86%	・広報紙やHP及びマンホールカードのほかイベント等並びに戸別訪問等により下水道への接続の周知促進を図る。	●		●
一斉清掃実施回数	3回	3回	・一斉清掃に合わせた河川等のごみ拾いの実施 ・啓発品等の配布も含めた河川等へのごみのポイ捨て禁止及び浄化槽の適正管理に関する啓発チラシの回覧	●	●	●
旧川美化活動実施回数	5回	5回	・「旧川の自然と環境を守る会」の充実や、自治会等地域住民との協働体制により、環境美化活動(美化デー等)及び旧川クリーン大作戦を通じた環境美化活動を促進する。	●	●	●

担当課：環境政策課・下水道課・北川辺総合支所農政建設課・大利根総合支所地域振興課

取組事業 I-4- (3) 冬期通水の推進

- ①河川の水環境の改善のため、冬期通水(冬水)を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
市内50地点のBOD値(冬期)の環境基準達成率	52%	100%※	・冬期試験通水拡充のための関係機関との調整のうえ冬期(濁水期)のBOD値についての環境基準達成に努める。			●

担当課：環境政策課

取組事業 I-4- (4) エコロジカル・ネットワークの推進

- ①生きものが移動する渡り廊下となる連続した自然空間(生態的回廊)としてエコロジカル・ネットワークを推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
水鳥に係る湿地への飛来に関する会議への参画数	修正後新規のためなし	1会議※	・「渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク形成アクションプラン」に基づき広域連携での取組を推進していく。 ・「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」に参画し、コウノトリやトキをシンボルとした生物多様性の保全に連携して取組み、市内の取組へつなげていく。			●

担当課：環境政策課

■施策 I-5 外来生物・鳥獣対策

近年、アライグマ、イノシシ、クビアカツヤカミキリなど、生活に被害を及ぼす特定外来生物や有害鳥獣が急増しています。そこで、捕獲や防除対策など、特定外来生物などを対象とした捕獲・駆除を行います。

また、外来生物を入れない・捨てない・拡げないの三原則に関する情報の発信に取り組みます。

取組事業 I-5- (1) 外来生物・鳥獣の防除

- ①特定外来生物などの捕獲・駆除を行います。
- ②クビアカツヤカミキリによる被害拡大を防止するため、公共施設におけるサクラの木の被害木本数や伐採本数を個体管理・把握するとともに、薬剤による適切な防除対策に取り組めます。
また、行政だけでは被害拡大を防止するには限界があることから、市民等と取り組むために、薬剤や伐採に係る補助制度を活用します。
- ③アライグマによる被害拡大を防止するため、市民による捕獲を促進するために捕獲従事者養成講座を開催し、捕獲従事者の確保に取り組めます。
- ④イノシシによる被害防除を推進するため、人里に出てこないように箱わなを仕掛けるなど捕獲に取り組めます。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
イノシシ捕獲頭数	15頭	70頭	・市民生活や農業への被害抑制のため、イノシシの個体を適正管理するために捕獲・駆除に努める。			●
アライグマの捕獲頭数	534頭	900頭※	・市民生活や農業への被害抑制のため、アライグマの個体を適正管理するために捕獲・駆除に努める。	●	●	●
アライグマ捕獲従事者養成講座受講生数／捕獲従事者登録人数	アライグマ捕獲従事者養成講座受講生数／57人 捕獲従事者数／238人	養成講座受講者数／100人※ 捕獲従事者数／500人※	・市民と行政と協働により、アライグマの個体を適正管理するために捕獲従事者を養成するとともに箱わな購入経費の補助を促進する。	●	●	●
クビアカツヤカミキリによる被害木本数／補助金活用件数	被害木本数:573本 補助金活用件数(薬剤6件、伐採15件、薬剤と伐採1件)	50件※	・市民と行政と協働により、クビアカツヤカミキリによる桜の木の被害拡大抑制に努める。	●	●	●

担当課：環境政策課・道路公園課・各総合支所地域振興課

取組事業 I-5- (2) 外来生物・鳥獣の情報収集・発信

- ①外来生物を入れない・捨てない・拡げないの三原則に関する情報を発信します。
- ②アライグマ、イノシシ、クビアカツヤカミキリから被害を受けないための、日頃の対策や遭遇した時の対策に係る情報を発信します。
- ③イノシシ捕獲後のジビエなどの活用に係る情報を収集・研究します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
クビアカツヤカミキリ等外来生物に関する情報提供回数	2回	2回	・市民と行政と協働により、クビアカツヤカミキリによる桜の木の被害拡大抑制を図るため、広報等による注意喚起や情報提供の協力・呼びかけに努める。			●
ジビエ等の調査・研究の打合せ等の回数	新規のためなし	2回※	・イノシシなどの捕獲後のジビエや肥料化などの活用策の検討に努める。		●	●

担当課：環境政策課・危機管理防災課・道路公園課・各総合支所地域振興課

目標Ⅱ 【知る・学ぶ】加須市の自然環境を知り、生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります

自然と共生するまちを実現するため、生物多様性の保全・再生に関する本市の取組や生物多様性と日常生活との関わりなどの情報発信、生物多様性の学習・教育の推進により、本市の自然環境を知ることを通じて、生物多様性を保全・再生する取組への意識の高揚を図ります。

■施策Ⅱ-1 生物多様性の普及啓発及び学習・教育

市民が本市の自然環境を知り、生物多様性を守っていく大切さへの理解を深め、一人ひとりが出来ることから実践活動につなげられるように、ホームページや広報紙、環境関連イベント、収穫祭、かぞ戦略の概要版を通じて生物多様性に関する情報を発信します。

また、市民等の参加型による市内の身近な生きもの情報の収集や発信することを通じて、生きものへの関心を高めます。

生物多様性の重要性や現状を理解するために、生きものや自然を身近に感じ、直接ふれあい、楽しみながら学べる学習機会の提供や生物多様性に関する講演会などを開催します。

また、次世代を担う子どもたちの学習機会の充実を図るため、子どもたちが主体的に行う取組を支援するとともに、学校などでの環境教育を推進します。

取組事業Ⅱ-1- (1) 市の自然環境・生物多様性の情報発信

- ①市の自然環境についての情報を発信します。
- ②「生物多様性とは何か」ということからの情報を発信します。
- ③身近でできる生物多様性の保全・再生に向けた取組を発信します。
- ④事業者や団体等が実施する生物多様性の保全・再生に向けた取組情報を発信します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
生物多様性の情報発信回数	2回	3回	・生物多様性かぞ戦略の取組事業に基づき推進を図る。 ・かぞ戦略はもとより、いきものログの更なる周知を図り登録者を増やす。 ・各学校への授業での活用PRに努める。			●

担当課：環境政策課

取組事業Ⅱ-1- (2) 自然観察会の開催及び生きもの情報の収集・蓄積・情報提供

- ①市民・事業者・環境活動団体などの参加により市内の生きものを調査します。
- ②市内に生息・生育する生きものや希少種の情報提供を行います。
- ③浮野の里（加須地域）、風の里（騎西地域）、オニバス自生地（北川辺地域）、お花が池（大利根地域）などの水辺を活用した自然観察会を開催します。
- ④埼玉県環境科学国際センターや（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した環境学習を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
「渡良瀬遊水地環境学習発表会」への参加校数	1校	1校	・渡良瀬遊水地まつりを継続的に実施し、「渡良瀬遊水地学習研究発表会」にて市立小学校から継続的な学習・参加を促進する。 ・埼玉県環境科学国際センターにおいて開催されるイベントの広告等を各小学校へ配布し、児童の環境への意識喚起を図る。	●		●
生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (加須地域: 浮野の里自然観察会 への参加人数)	208人	100人※	・かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・加須地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。	●		●
生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (騎西地域: 風の里自然観察会 への参加人数)	1回	1回	・かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・騎西地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。	●		●
生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (北川辺地域: オニバス自生地 来訪者数)	1,580人	1,550人	・かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・北川辺地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。	●		●
生物基礎調査兼自然観察会等への参加人数 (大利根地域:お花が池の 自然観察会 への参加人数)	96人	70人	・かぞ生きもノート」の参加者を増やし、データの蓄積を図る。 ・「かぞ生きもノート」について、学校単位での参加を呼びかける。 ・今後も自然観察会を実施していく。 ・大利根地域の自然観察会の参加機会を確保し自然環境保全の意識の醸成を図る。	●		●

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課・学校教育課

取組事業Ⅱ-1- (3) 学校などでのこどもたちの環境教育の取組の支援

- ①グリーンカーテンづくりや学校ファームを利用した活動を推進します。
- ②米づくりやうどんづくりなどの体験学習を推進します。
- ③ビオトープなどを活用し環境教育を推進します。
- ④生物多様性に結びつく生涯学習を推進します。
- ⑤身近な動植物で、今日あまり姿をみかけなくなったメダカ、カブトムシ、ミツバチ、ホタルなどの再興に伴い、これらの生き物を活用した環境・生態系・循環型社会のPRに努めます。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
グリーンカーテンや学校ファーム等が作られている園・学校数	38校・園	38校・園	・吸収源対策として、グリーンカーテンの創出に努め、環境に関する意識の醸成と実践を促進する。			●
こどもエコクラブ登録数	4団体	10団体※	・こどもの頃からの環境意識の醸成を図るため、こどもエコクラブの更なる周知と設置促進を図る。	●		●
環境学習講座の開催回数	8回	20回※	・市民の環境学習・教育のニーズに応えるため、出前講座や施設見学など多様な学習機会の提供に努めていく。	●		●

担当課：学校教育課・環境政策課・生涯学習課

目標Ⅲ 【活用する】水と緑の豊かな自然環境の恵みを持続性をもって活用します

自然と共生するまちを実現するため、水辺における自然観察会の開催や水田・農地を活用した農業体験、まつりやスポーツイベントなどを開催する場として活用し、本市の水と緑の豊かな自然環境の恵みを享受します。

■施策Ⅲ-1 他機関・団体との連携した自然観察会等の開催

他機関・団体等と連携した自然観察会等への参加・体験の機会をとおして、楽しみながら学べる環境学習・環境教育の場として活用の広がりを進めます。

取組事業Ⅲ-1- (1) 他機関・団体等との連携

- ① 埼玉県環境科学国際センターや（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した環境学習を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
埼玉県環境科学国際センター及び（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などとの連携講座数	新規のためなし	10講座	・埼玉県環境科学国際センター及び（一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などとの連携した講座を開催し、本市市民の自然とのふれあい機会創出に努める。	●	●	●

担当課：環境政策課・各総合支所地域振興課・学校教育課・生涯学習課

■施策Ⅲ-2 自然とのふれあいの促進

多様な生きものが育む緑豊かな農地や豊富な水辺の自然環境を、農業体験や地産地消による“農”とのふれあいの機会や、多くの人が自然にふれあえるイベント開催などの場として活用します。

取組事業Ⅲ-2- (1) 農業体験の推進

- ① 市民農園等での農業体験を推進します。
② 地域の農業者などと連携し、学校ファームの充実を図ります。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
年度末現在の市民農園貸付区画数	339区画	355区画	・市民農園の利用区画数の検討 ・グリーンファーム加須での各種講座等の市民への周知	●		●
学校ファーム等を活用した児童生徒の豊かな農業体験の確保	30校	30校	・グリーンファーム加須での各種講座等の市民への周知			●

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課・学校教育課

取組事業Ⅲ-2- (2) 地産地消の推進

①市内で生産された農産物の消費を推進します。

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
学校給食への地元野菜の消費割合	15.80%	25%	・学校給食センター等と連携を図り、出荷可能な農産物や仕入先(生産者等)の情報共有により、地場産野菜の使用量の拡大を目指す。			●
市内農産物直売所補助団体数	6団体	6団体	・直売所支援事業補助金を交付し、地元農産物の啓発活動を行い、地産地消の推進を図る。 ・年間を通じた出荷、販売ができるよう、6次産業化を進める。			●
道の駅かぞわたらせ来場者数(レジ通過者)	177,463人	196,153人	・新商品の開発を継続するとともに、かぞわたらせに来たくなるような情報を発信し続けて集客を図る。		●	●
生産者部会の売上げ金額(決算期:5月～翌年4月)	45,696千円	45,400千円	・地産地消の啓発活動を行うとともに、年間を通じて常時地場産農産物の提供が図れる計画を検討する。 ・学校給食課及び生産者部会などと連携を図り、学校給食センターに提供する地場産農産物の拡大に努める。		●	●

担当課：農業振興課・各総合支所農政建設課

取組事業Ⅲ-2- (3) イベントなどの開催

①自然とのふれあいやスポーツなどを行う場として渡良瀬遊水地及び利根川河川敷の有効利用を図ります

②市民平和祭や渡良瀬遊水地まつり、オニバスフェスタなどを開催します。

③関係団体と連携し渡良瀬遊水地や浮野の里のヨシ焼きを実施します。

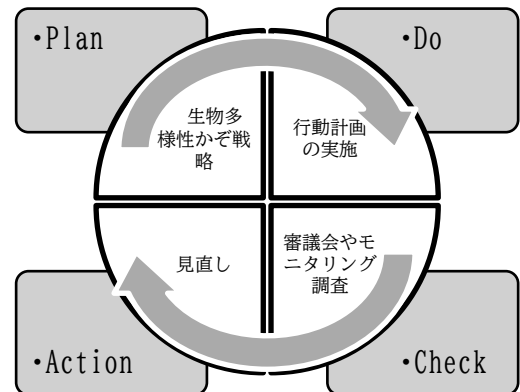
指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)	取組内容等	市民	事業者	行政
市民平和祭参加申込み団体数	87団体	95団体	・本イベントなど、多種多様な団体への参加を働きかけることで、イベント内容の充実を図る。	●	●	●
市内で開催される自転車競技大会及びトライアスロン大会の誘致数	5大会	5大会	・これらの大会などイベント主催団体と連携しながら継続して大会の共催・後援をしていく。	●		●
「浮野の里・あやめ祭り」開催に係る「草の会」との協議・検討回数 「渡良瀬遊水地ヨシ焼き」開催に係る「渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会」との協議・検討回数	各1回	各1回※	・活動団体の側面からの支援を実施しながら、イベントの開催を通じて、自然にふれあう機会の提供に努める。 ・関係団体と連携し、賑わいのあるイベントを開催する。	●		●
渡良瀬遊水地まつり来場者数	5,500人	5,500人	・サイクリングがメインのイベントと認識されるよう定着化を図る。 ・加須市の2大まつりにふさわしいイベントとなるよう、実施内容、開催時期と組織改革の両輪で見直しを進める。	●		●

担当課：環境政策課・観光振興課・都市計画課・北川辺総合支所地域振興課・スポーツ振興課

第8章 かぞ戦略の推進

1 進行管理

本計画の進行管理は、「加須やぐるまマネジメント」に基づき、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のサイクルにより、施策の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「加須市の環境」（環境の状況に関する報告書）としてとりまとめ、公表します。また、本計画の各施策・取組に係る進行管理調書を作成します。これらの結果を踏まえ、施策の進め方を見直し、短期目標年終了時に本戦略の見直しを行うものとします。



2 推進体制

(1) 環境審議会・庁内推進委員会

戦略の総合的かつ計画的な推進のため、庁内推進委員会において、毎年度、施策の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を加須市環境審議会に報告し、目標達成に向けた協議や助言などを踏まえ施策の進め方を見直します。

また、「加須市の環境」やホームページ等を通じて、市民などへ公表します。

(2) 協働による取組の推進

市民・事業者による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるように、戦略の周知・浸透を図ります。

また、市、市民及び事業者の協働体制づくりを図っていくものとし、当面は市民・事業者は自主的な活動の立ち上げと活動内容の充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する情報や活動機材の貸与などを展開していくものとします。

(3) 国・県・他地域との連携

生物多様性の学習・教育機会の提供や市内の生きもの情報の収集、河川等の水環境の保全など市の生物多様性を保全するために有効な広域の取組や課題への対応については、国や県、他地域と緊密な連携を図りながら取り組みます。

資料編

1 第3次生物多様性かぞ戦略策定の経過

年	月日	項目
令和7年	7月29日	第1回生物多様性かぞ戦略庁内検討委員会
	5月	生物多様性かぞ戦略策定検討委員会市民委員公募
	10月3日	加須市政策会議
	12月19日	第1回生物多様性かぞ戦略策定検討委員会
令和8年	1月〇日～〇日	パブリックコメント
	1月〇日	第3回加須市環境審議会

2 市民意見の募集

令和8年1月〇日から1月〇日にかけて行った市民意見の募集の結果、〇件の貴重なご意見等をいただきました。

これらのご意見等については、可能な限りかぞ戦略に反映させていただきました。

3 加須市環境基本条例

平成22年3月23日
条例第159号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第21条)

第3章 環境審議会(第22条)

第4章 補則(第23条)

附則

私たちのまち、加須市は、利根川と穀倉地帯に代表される豊かな自然と奥行きのある歴史と文化により育まれた豊かな心と地域特性を財産とし、水と緑と文化の調和した市として、今日まで発展してきた。

しかしながら、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、様々な資源やエネルギーの大量消費をもたらし、都市・生活型公害を発生させ、更にはすべての生物の存続基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を、市民の貴重な財産として次の世代に引き継ぐことは、現在に生きる私たちの願いであり、責務である。

今、私たちは、この環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指して、私たちの暮らしや事業活動の在り方を考え、行動に移さなければならない。

そのため、市民、事業者、市すべての者の参加と協働により、先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを推進することが私たち市民の使命である。

ここに、私たちの使命を深く自覚し、市民の総意として、環境の保全と創造を推し、「豊かな自然と快適な環境のまち」づくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、推進されなければならない。

(1) 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

- (2) 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減すること、その他の行動を公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行うことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関し、積極的に関心を持ち必要な知識を得ることにより、環境の保全及び創造についての理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念に則り、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に則り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成等)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策

(環境優先の理念)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加須市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、加須市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第11条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備
- (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
- (3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第12条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（環境教育及び環境学習の推進）

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を自ら行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。
（自発的な活動の促進）

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。
（情報の提供）

第15条 市は、第13条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
（市民の意見の反映）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
（調査の実施）

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
2 市は、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。
（総合調整のための体制の整備）

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。
（地球環境の保全及び国際協力）

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全（以下「地球環境の保全」という。）について、県その他の団体と連携して、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
（県及び他の地方公共団体との協力）

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。
（民間団体等との協働）

第21条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第3章 環境審議会

（環境審議会）

第22条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、加須市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言をすることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、平成22年3月23日から施行する。

4 生物多様性かぞ戦略策定検討委員会

(1) 委員会設置要綱

生物多様性かぞ戦略策定検討委員会設置要綱

(平成25年6月27日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の生物多様性かぞ戦略(以下「戦略」という。)の策定のため、生物多様性かぞ戦略策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、戦略に関し、次の事務を所掌する。

- (1) 戦略案の策定に関すること。
- (2) 戦略に係る調査・研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、戦略の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員の構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の自然環境保全活動団体の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 本市在住の者で、公募によって選ばれた者

(任期)

第5条 委員の任期は、戦略の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(2) 委員会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

構成	氏名	備考
1号委員 市内の自然環境 保全活動団体の 代表者	野本 高広	浮野の里・葦の会 会長
	佐藤 充宏	オニバスの会 会長
	青木 正枝	埼玉県生態系保護協会 加須支部支部長
	石川 安則	加須市リサイクル推進協力会連絡会 会長
	奥貫 薫	旧川の自然と環境を守る会 会長
2号委員 知識経験を有する者	三輪 誠	埼玉県環境科学国際センター研究推進室 副室長
	牛腸 宏	(一財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 専務理事
	前田 博之	(公財) 埼玉県生態系保護協会事務局長
	角田 大輔	ヤング農マン KAZO 会長
	藤原 豊	(株) かぞ農業公社 代表取締役社長
	成田 武志	加須市都市計画審議会 会長
	寺井 次郎	加須市校長会 会長
	三上 忠仁	NPO 法人 埼玉県絶滅危惧植物種調査団 理事
3号委員 本市在住の者で、 公募によって選ば れた者	-	
	-	

* 3号委員 応募なし

5 【参考】市内の動植物

動植物を対象に市内における生息確認記録があった9つの文献、埼玉県生物多様性データベース、生物基礎調査兼自然観察会の結果から、次の動植物が生息・生育していることが確認できました。

■参考文献一覧

NO.	文献名	発行年	調査者、著者等	対象項目							
				哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類	底生	植物
1	加須市史 通史編	1981	加須市	○	○	○	○		○	○	○
2	北川辺町町史 資料集 10 北川辺の自然 -植物編-	1985	北川辺町史編さん委員会								○
3	行こう・さがそう 騎西の自然	1994	埼玉県生態系保護協会編 騎西町教育委員会	○	○	○	○	○	○		○
4	埼玉県昆虫誌 2	1997	埼玉県昆虫談話会					○			
5	埼玉県昆虫誌 1 第1分冊	1998	埼玉県昆虫談話会					○			
6	埼玉県昆虫誌 1 第2分冊	1998	埼玉県昆虫談話会					○			
7	埼玉県昆虫誌 3	1998	埼玉県昆虫談話会					○			
8	埼玉県昆虫誌 別巻	1999	埼玉県昆虫談話会					○			
9	埼玉県レッドデータブック植物編(第4版) 埼玉県の希少野生動植物	2024	埼玉県環境部 みどり自然課				○				○
10	浮野の里自然観察会	2012 ~2024	加須市環境政策課				○	○	○	○	
11	風の里公園自然観察会	2014 ~2024	加須市環境政策課				○	○	○	○	○
12	オニバス自生地自然観察会	2014 ~2024	加須市環境政策課				○	○	○		○
13	お花が池自然観察会	2012 ~2024	加須市環境政策課		○	○	○	○	○	○	○
14	その他情報	~2024	加須市環境政策課		○						○

■確認結果一覧

分類	目数 ※植物：門	科数	和種数
1 哺乳類	5	7	12
2 鳥類	16	36	116
3 爬虫類	2	5	9
4 両生類	2	5	10
5 昆虫類	12	102	314
6 魚類	7	13	37
7 底生	1	3	3
8 植物	3	115	550
合計	47	285	1,037

1 哺乳類

市内では、アズマモグラ、アブラコウモリ、ハタネズミ、カヤネズミ、ドブネズミ、イタチなどの5目7科12種が確認されています。

No.	目名	科名	種和名
1	モグラ目(食虫目)	トガリネズミ科	ジネズミ
2		モグラ科	アズマモグラ
3	コウモリ目(翼手目)	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ
4	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ
5	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	ハタネズミ
6			アカネズミ
7			カヤネズミ
8			ハツカネズミ
9			クマネズミ
10			ドブネズミ
11	ネコ目(食肉目)	イヌ科	タヌキ
12		イタチ科	イタチ
合計	5目	7科	12種

2 鳥類

市内では、ゴイサギ、カルガモ、バン、コチドリ、クサシギ、タシギ、キジバト、ホトトギス、カワセミ、ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ツグミ、ウグイス、オオヨシキリ、シジュウカラ、メジロ、アオジ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラスなどの16目36科116種が確認されています。

No. 2, 3~9, 25, 26, 51, 110は
2025/12/11修正

鳥類

No.	目名	科名	種和名
1	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ
2	カツオドリ目	ウ科	カワウ
3	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ
4			ゴイサギ
5			アマサギ
6			ダイサギ
7			チュウサギ
8			コサギ
9			アオサギ
10			コウノトリ目
11	カモ目	カモ科	マガン
12			コハクチョウ
13			マガモ
14			カルガモ
15			コガモ
16			ヒドリガモ
17			オナガガモ
18			シマアジ
19			ハシビロガモ
20			ホシハジロ
21	タカ目	タカ科	トビ

No.	目名	科名	種和名	
22	タカ目	タカ科	オオタカ	
23			ノスリ	
24			サシバ	
25	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	
26			チョウゲンボウ	
27	キジ目	キジ科	コジュケイ	
28			キジ	
29	ツル目	クイナ科	クイナ	
30			ヒクイナ	
31			バン	
32	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	
33		チドリ科	コチドリ	
34			イカルチドリ	
35			ムナグロ	
36			ケリ	
37			タゲリ	
38			シギ科	ツルシギ
39		アオアシシギ		
40		クサシギ		
41		タカブシギ		
42		キアシシギ		
43		イソシギ		
44		チュウシャクシギ		
45		タシギ		
46		オオジシギ		
47		カモメ科		ユリカモメ
48				コアジサシ
49		ハト目		ハト科
50	キジバト			
51	オウム目	インコ科	セキセイインコ	
52	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	
53			ツツドリ	
54			ホトトギス	
55	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	
56			アオバズク	
57			トラフズク	
58	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	
59	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	
60	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	
61			アオゲラ	
62			アカゲラ	
63			コゲラ	
64	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	
65		ツバメ科	ショウドウツバメ	
66			ツバメ	
67			イワツバメ	
68		セキレイ科	キセキレイ	
69			ハクセキレイ	
70			セグロセキレイ	
71			ビンズイ	
72			タヒバリ	

No.	目名	科名	種和名	
73	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
74		モズ科	モズ	
75		ツグミ科	コルリ	
76			ルリビタキ	
77			ジョウビタキ	
78			ノビタキ	
79			トラツグミ	
80			アカハラ	
81			シロハラ	
82			ツグミ	
83			ウグイス科	ウグイス
84				コヨシキリ
85		オオヨシキリ		
86		エゾムシクイ		
87		センダイムシクイ		
88		ククイタダキ		
89		セッカ		
90		ヒタキ科	キビタキ	
91			オオルリ	
92			エゾビタキ	
93			コサメビタキ	
94		エナガ科	エナガ	
95		シジュウカラ科	ヤマガラ	
96			シジュウカラ	
97		メジロ科	メジロ	
98		ホオジロ科	ホオジロ	
99			ホオアカ	
100			カシラダカ	
101			アオジ	
102			クロジ	
103			オオジュリン	
104			アトリ科	アトリ
105		カワラヒワ		
106		マヒワ		
107		シメ		
108		カエデチョウ科	ベニスズメ	
109	ブンチョウ			
110	スズメ科	スズメ		
111	ムクドリ科	コムクドリ		
112		ムクドリ		
113	カラス科	カケス		
114		オナガ		
115		ハシボソガラス		
116		ハシブトガラス		
合計	18目	36科	116種	

3 爬虫類

市内では、クサガメ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウなどの2目5科9種が確認されています。

No.	目名	科名	種和名
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ
2			クサガメ
3		ヌマガメ科	ミシシippiaアカミミガメ
4	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ
5		カナヘビ科	ニホンカナヘビ
6		ナミヘビ科	シマヘビ
7			アオダイショウ
8			ヒバカリ
9			ヤマカガシ
合計	2目	5科	9種

4 両生類

市内では、アカハライモリ、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ウシガエルなどの2目5科10種が確認されています。

No.	目名	科名	種和名
1	有尾目	イモリ科	アカハライモリ
2	無尾目	アマガエル科	アズマヒキガエル
3			ニホンアマガエル
4			ニホンアカガエル
5			トノサマガエル
6			トウキョウダルマガエル
7			ウシガエル
8			ツチガエル
9			ヌマガエル
10		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル
合計	2目	5科	10種

5 昆虫類

市内では、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ナツアカネ、クサキリ、エンマコオロギ、コバネイナゴ、アブラゼミ、ニイニイゼミ、イチモンジセセリ、ルリシジミ、ヤマトシジミ本土亜種、コムラサキ、ゴマダラチョウ、アオスジアゲハ、クロアゲハ本土亜種、ヒメジャノメ、ノコギリクワガタ、タマムシ、クロヤマアリなどの12目102科314種が確認されています。

No.	目名	科名	種和名	
1	クモ目	アシナガグモ科	ジョロウグモ	
2	カゲロウ目（蜉蝣目）	コカゲロウ科	フタバカゲロウ	
3		ヒラタカゲロウ科	キハダヒラタカゲロウ属の一種	
4		ヒトリガカゲロウ科	ヒトリガカゲロウ	
5		シロイロカゲロウ科	オオシロカゲロウ	
6		マダラカゲロウ科	アカマダラカゲロウ	
7		ヒメシロカゲロウ科	ミツトゲヒメシロカゲロウ	
8		トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	アオイトトンボ
9	イトトンボ科		キイトトンボ	
10			アジアイトトンボ	
11			クロイトトンボ	
12			セスジイトトンボ	
13			オオイトトンボ	
14			イトトンボ科の一種	
15			モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ
16	カワトンボ科		ハグロトンボ	
17	ヤンマ科		アオヤンマ	
18			クロスジギンヤンマ	
19			ギンヤンマ	
20			カトリヤンマ	
21	サナエトンボ科		オナガサナエ	
22			コオニヤンマ	
23			ウチワヤンマ	
24	オニヤンマ科		オニヤンマ	
25	エゾトンボ科		オオヤマトンボ	
26	トンボ科		ショウジョウトンボ	
27			コフキトンボ	
28			シオカラトンボ	
29			ウスバキトンボ	
30			コシアキトンボ	
31			チョウトンボ	
32			ナツアカネ	
33			マユタテアカネ	
34			アキアカネ	
35			ノシメトンボ	
36			マイコアカネ	
37			リスアカネ	
38	ゴキブリ目（網翅目）		ゴキブリ科	ヤマトゴキブリ
39	カマキリ目（螳螂目）		カマキリ科	ハラビロカマキリ
40				コカマキリ
41	カワゲラ目（セキ翅目）		アミメカワゲラ科	スズキクサカワゲラ
42	バッタ目（直翅目）		カマドウマ科	クラズミウマ
43			クツワムシ科	クツワムシ
44			ツユムシ科	セスジツユムシ
45		ツユムシ		

No.	目名	科名	種和名	
46	バッタ目 (直翅目)	キリギリス科	コバネササキリ	
47			ヒメギス	
48			クビキリギス	
49			ハヤシノウマオイ	
50			ハタケノウマオイ	
51			オオクサキリ	
52			クサキリ	
53			ヤブキリ	
54			マツムシ科	スズムシ
55				カンタン
56		アオマツムシ		
57		コオロギ科	タンボオカメコオロギ	
58			ハラオカメコオロギ	
59			ミツカドコオロギ	
60			タンボコオロギ	
61			エンマコオロギ	
62			ツツレサセコオロギ	
63		ヒバリモドキ科	マダラスズ	
64			キンヒバリ	
65			シバズズ	
66		バッタ科	ショウリョウバッタ	
67			ショウリョウバッタモドキ	
68			クルマバッタモドキ	
69		イナゴ科	コバネイナゴ	
70			ツチイナゴ	
71			セグロイナゴ	
72		オンブバッタ科	オンブバッタ	
73		ヒシバッタ科	ハラヒシバッタ	
74		カメムシ目 (半翅目)	ヒシウンカ科	ヤナギカワウンカ
75				ヒシウンカ
76			ウンカ科	タテヤマヨシウンカ
77				クロスジオウンカ
78				ヒロズウンカ
79				ミスジウンカ
80	ハリマナガウンカ			
81	カメムシ目 (半翅目)			ウンカ科
82		テングスケバ科	テングスケバ	
83		アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ	
84		ハゴロモ科	ベッコウハゴロモ	
85		セミ科	アブラゼミ	
86			ツクツクボウシ	
87			ミンミンゼミ	
88			ニイニイゼミ	
89			ヒグラシ	
90		アワフキムシ科	シロオビアワフキ	
91			ハマベアワフキ	
92			マエキアワフキ	
93		コガシラアワフキムシ科	コガシラアワフキ	
94		ヨコバイ科	トバヨコバイ	
95		アカカスリヨコバイ		

No.	目名	科名	種和名
96	カメムシ目 (半翅目)	ヨコバイ科	ヒメアオズキンヨコバイ
97			アオズキンヨコバイ
98			オオヨコバイ
99			ミスジトガリヨコバイ
100			ヨツテンヨコバイ
101			ヒメフタテンヨコバイ
102			カワリオビヒメヨコバイ
103			ツماغロヨコバイ
104			コクワキヨコバイ
105			クロヒラタヨコバイ
106			ズキンヨコバイ
107			マダラヨコバイ
108			イナズマヨコバイ
109			イネマダラヨコバイ
110	イナズマヒメヨコバイ		
111	サシガメ科	アカシマサシガメ	
112		トビイロサシガメ	
113		クロモンサシガメ	
114		キイロサシガメ	
115		ヒメトビイロサシガメ	
116	ゲンバウムシ科	ツツジゲンバイ	
117	カスミカメムシ科	ヒメセダカカスミカメ	
118	マキバサシガメ科	コバネマキバサシガメ	
119		ハネナガマキバサシガメ	
120	オオホシカメムシ科	ヒメホシカメムシ	
121	ホシカメムシ科	フタモンホシカメムシ	
122	ホソヘリカメムシ科	クモヘリカメムシ	
123		ホソヘリカメムシ	
124	ヘリカメムシ科	ホオズキカメムシ	
125		ホソハリカメムシ	
126		キバラヘリカメムシ	
127	ヒメヘリカメムシ科	アカヒメヘリカメムシ	
128		ブチヒゲヘリカメムシ	
129	ナガカメムシ科	コバネナガカメムシ	
130		サビヒョウタンナガカメムシ	
131		オオチャイロナガカメムシ	
132		チャイロナガカメムシ	
133		ヒメナガカメムシ	
134		シロヘリナガカメムシ	
135		コバネヒョウタンナガカメムシ	
136	ツチカメムシ科	フタボシツチカメムシ	
137		ミツボシツチカメムシ	
138		ツチカメムシ	
139	ノコギリカメムシ科	ノコギリカメムシ	
140	カメムシ科	ウズラカメムシ	
141		アオクチブトカメムシ	
142		ハナダカカメムシ	
143		ナガメ	
144		ムラサキシラホシカメムシ	
145		シラホシカメムシ	

No.	目名	科名	種和名	
146	カメムシ目 (半翅目)	カメムシ科	アカスジカメムシ	
147			クサギカメムシ	
148			アオクサカメムシ	
149			イチモンジカメムシ	
150			チャバネアオカメムシ	
151			オオクロカメムシ	
152			マルカメムシ科	マルカメムシ
153			キンカメムシ科	アカスジキンカメムシ
154			アメンボ科	アメンボ
155				ヒメアメンボ
156				ハネナシアメンボ
157				エサキアメンボ
158			イトアメンボ科	ヒメイトアメンボ
159			ミズギワカメムシ科	ミズギワカメムシ
160			ミズムシ科	ハラグロコミズムシ
161			カメムシ目 (半翅目)	ミズムシ科
162	タイコウチ科	ミズカマキリ		
163	マツモムシ科	コマツモムシ		
164	トビケラ目 (毛翅目)	ヒゲナガカワトビケラ科	ヒゲナガカワトビケラ	
165		ヒメトビケラ科	オトヒメトビケラ属の一種	
166		エグリトビケラ科	エグリトビケラ	
167	チョウ目 (鱗翅目)	イラガ科	ヒロヘリアオイラガ	
168		セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	
169			イチモンジセセリ	
170			ミヤマチャバネセセリ	
171			チャバネセセリ	
172			オオチャバネセセリ	
173			キマダラセセリ	
174			マダラチョウ科	アサギマダラ
175		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	
176			ルリシジミ	
177			ウラギンシジミ	
178			ツバメシジミ	
179			ウラナミシジミ	
180			ベニシジミ	
181			ムラサキツバメ	
182			ムラサキシジミ	
183			ミドリシジミ	
184			ヤマトシジミ本土亜種	
185			トラフシジミ	
186			ゴイシシジミ	
187		タテハチョウ科	コムラサキ	
188			ミドリヒョウモン	
189			ツマグロヒョウモン	
190			オオウラギンスジヒョウモン	
191			ヒメアカタテハ	
192			アカボシゴマダラ	
193			ゴマダラチョウ	
194	ルリタテハ本土亜種			
195	イチモンジチョウ			

No.	目名	科名	種和名
196	チョウ目 (鱗翅目)	タテハチョウ科	アサマイチモンジ
197			コミスジ
198			ヒオドシチョウ
199			キタテハ
200			アカタテハ
201		アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ本土亜種
202			アオスジアゲハ
203			カラスアゲハ本土亜種
204			キアゲハ
205			オナガアゲハ
206			クロアゲハ本土亜種
207			ナミアゲハ
208			シロチョウ科
209		モンキチョウ	
210		キチョウ	
211		ツマグロキチョウ	
212		スジグロシロチョウ	
213		モンシロチョウ	
214		ジャノメチョウ科	クロヒカゲ本土亜種
215	ヒカゲチョウ		
216	ヒメジャノメ		
217	サトキマダラヒカゲ		
218	ヒメウラナミジャノメ		
219	ヤガ科	カバイロウスキヨトウ	
220	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	ナガマルガタゴミムシ
221			ゴミムシ
222			ハネビロミズギワゴミムシ
223			コガシラアオゴミムシ
224			チャイロホソヒラタゴミムシ
225			ヒメマイマイカブリ
226			ミズギワアトキリゴミムシ
227			オオアオホソゴミムシ
228			セアカヒラタゴミムシ
229			アオヘリホソゴミムシ
230			オオゴモクムシ
231			ツヤアオゴモクムシ
232			ヒロゴモクムシ
233			ケウスゴモクムシ
234			ヒラタゴモクムシ
235			ケゴモクムシ
236			コヒラタゴミムシ
237			セグロマメゴモクムシ
238			ウスモンコミズギワゴミムシ
239			ヨツモンコミズギワゴミムシ
240			イクビツヤゴモクムシ
241	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	ナガツヤゴモクムシ
242		ハンミョウ科	コニワハンミョウ
243		ゲンゴロウ科	セスジゲンゴロウ
244			コシマゲンゴロウ
245			ヒメゲンゴロウ

No.	目名	科名	種和名
246	コウチュウ目 (鞘翅目)	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ
247		セスジガムシ科	セスジガムシ
248		ガムシ科	トゲバゴマフガムシ
249			ゴマフガムシ
250			ホソケシガムシ
251		エンマムシ科	コエンマムシ
252		シテムシ科	オオモモブトシテムシ
253		ハネカクシ科	アカバチビナガハネカクシ
254			アオバアリガタハネカクシ
255		クワガタムシ科	コクワガタ
256			ノコギリクワガタ
257		コガネムシ科	ヨツボシマグソコガネ
258			フチケマグソコガネ
259			コカブトムシ
260			アカビロウドコガネ
261			シロテンハナムグリ
262			カナブン
263			クロカナブン
264			ホソケシマグソコガネ
265			カブトムシ
266			タマムシ科
267		コメツキムシ科	サビキコリ
268			マダラチビコメツキ
269		ホタル科	ヘイケボタル
270		テントウムシ科	ジュウサンホシテントウ
271			クロヘリヒメテントウ
272		ケシキスイ科	ヨツボシケシキスイ
273		ゴミムシダマシ科	ガイマイゴミムシダマシ
274	カミキリムシ科	ゴマダラカミキリ	
275		オダヒゲナガコバネカミキリ	
276		ノコギリカミキリ	
277	ハムシ科	ミドリトビハムシ	
278		ヤナギルリハムシ	
279		ナスナガスネトビハムシ	
280	ゾウムシ科	ハスジゾウムシ	
281		ヤサイゾウムシ	
282	イネゾウムシ科	イネミズゾウムシ	
283	ハチ目 (膜翅目)	アリ科	クロヤマアリ
284			ニセハリアリ
285			トビイロケアリ
286			キイロヒメアリ
287			カドフシアリ
288			サクラアリ
289			アズマオオズアリ
290			アミメアリ
291			トフシアリ
292			ウロコアリ
293			トビイロシワアリ
294			ウメマツアリ
295			ドロバチ科

No.	目名	科名	種和名
296	ハチ目（膜翅目）	ドロバチ科	キオビチビドロバチ
297		スズメバチ科	セグロアシナガバチ
298			モンスズメバチ
299			クロスズメバチ
300			スズメバチ科の一種
301		ベッコウバチ科	アカゴシベッコウ
302			ナミヒメベッコウ
303			シロハヒメベッコウ
304			キオビベッコウ
305			オオシロフベッコウ
306		ギングチバチ科	ニッポントゲアナバチ
307			ヤマトトゲアナバチ
308			ヤマトヌカダカバチ
309		ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ
310		アリマキバチ科	ヤマトマエダテバチ
311		ミツバチ科	キオビツヤハナバチ
312	キムネクマバチ		
313	ハキリバチ科	ヒメトガリハナバチ	
314		ツルガハキリバチ	
合計	12目	102科	314種

6 魚類

市内では、コイ、エンゴロウブナ、ギンブナ、タイリクバラタナゴ、モツゴ、タモロコ、ニゴイ、ドジョウ、メダカ類などの7目13科37種が確認されています。

No. 29, 30は、2025/12/11修正

No.	目名	科名	種和名	
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類	
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	
3	コイ目	コイ科	コイ	
4			ゲンゴロウブナ	
5			ギンブナ	
6			キンブナ	
7			ヤリタナゴ	
8			タナゴ	
9			タイリクバラタナゴ	
10			ハクレン	
11			コクレン	
12			ワタカ	
13			ハス	
14			オイカワ	
15			ソウギョ	
16			アオウオ	
17			アブラハヤ	
18			ウグイ	
19			モツゴ	
20			タモロコ	
21			ゼゼラ	
22			カマツカ	
23			ツチフキ	
24			ニゴイ	
25			ドジョウ科	ドジョウ
26				シマドジョウ
27	ナマズ目	ギギ科	ギバチ	
28		ナマズ科	ナマズ	
29	キュウリウオ目	キュウリウオ科	ワカサギ	
30		アユ科	アユ	
31	ダツ目	メダカ科	メダカ類	
32	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	
33			オオクチバス	
34		ハゼ科	トウヨシノボリ（型不明）	
35			ヨシノボリ類	
36		ゴクラクギョ科	チョウセンブナ	
37		タイワンドジョウ科	カムルチー	
合計		7目	13科	37種

7 底生生物

市内では、ヌマエビ、スジエビ、アメリカザリガニの1目3科3種が確認されています。

No.	目名	科名	種和名
1	エビ目	ヌマエビ科	ヌマエビ
2		テナガエビ科	スジエビ
3		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ
合計	1目	3科	3種

8 植物

市内では、スギナ、アカマツ、ケヤキ、イタドリ、クズ、ムラサキツメクサ、ノウルシ、サンショウ、オニバス、ヌルデ、マツヨイグサ、エゴノキ、イヌホオズキ、オオイヌノフグリ、オミナエシ、ブタクサ、ヨモギ、ノアザミ、ハルジオン、セイタカアワダチソウ、オモダカ、ナルコユリ、ヨシ、ガマなどの115科550種が確認されています。

No.	門名	綱名	科名	種名
1	シダ植物門	トクサ綱	トクサ科	スギナ
2				トクサ
3				イヌスギナ
4		シダ綱	ハナヤスリ科	ナツノハナワラビ
5				トネハナヤスリ
6			ゼンマイ科	ゼンマイ
7			ミズワラビ科	ミズワラビ
8			イノモトソウ科	イノモトソウ
9			オシダ科	ヤブソテツ
10				オシダ
11				ベニシダ
12			メシダ科	クサソテツ
13				コウヤワラビ
14		サンショウモ科	サンショウモ	
15	種子植物門	ソテツ綱	イチョウ科	イチョウ
16		マツ綱	マツ科	アカマツ
17			ヒノキ科	ヒノキ
18			イチイ科	カヤ
19		双子葉植物綱	クルミ科	オニグルミ
20				シダレヤナギ
21			カワヤナギ	
22			ネコヤナギ	
23			イヌコリヤナギ	
24			コリヤナギ	
25			マルバヤナギ	
26			ホソバヤナギ	
27			カバノキ科	ハンノキ
28				イヌシデ
29			ブナ科	クリ
30				スダジイ
31				マテバシイ
32				クヌギ
33				シラカシ
34				コナラ
35				ニレ科
36			エノキ	
37		ハルニレ		
38		ケヤキ		
39		クワ科	クワクサ	
40			イチジク	

No.	門名	綱名	科名	種名	
41	種子植物門	双子葉植物綱	クワ科	カナムグラ	
42			イラクサ科	ヤブマオ	
43				カラムシ	
44				ナンバンカラムシ	
45				メヤブマオ	
46				アオミズ	
47				ホソバイラクサ	
48				ヤドリギ科	ヤドリギ
49			タデ科	ミズヒキ	
50				ウナギツカミ	
51				サクラタデ	
52				ヒメタデ	
53				ホソバイヌタデ	
54				ヤナギタデ	
55				シロバナサクラタデ	
56				オオイヌタデ	
57				イヌタデ	
58				オオケタデ	
59				イシミカワ	
60				ハナタデ	
61				ボントクタデ	
62				サナエタデ	
63				ママコノシリヌグイ	
64				ミゾソバ	
65				ニオイタデ	
66				ハルタデ	
67				ミチヤナギ	
68				イタドリ	
69				スイバ	
70				ヒメスイバ	
71				アレチギシギシ	
72				ギシギシ	
73				ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ
74					マルミノヤマゴボウ
75				スベリヒユ科	スベリヒユ
76				ナデシコ科	ノミノツヅリ
77					ミミナグサ
78					ツメクサ
79					ノミノフスマ
80					ウシハコベ
81					イトハコベ
82					コハコベ
83			アカザ科		シロザ
84				アカザ	
85				アリタソウ	
86				ハウキギ	
87			ヒユ科	ヒカゲイノコズチ	
88				イヌビユ	
89				ヒユ	
90				アオゲイトウ	

No.	門名	綱名	科名	種名	
91	種子植物門	双子葉植物綱	マツブサ科	サネカズラ	
92			クスノキ科	クスノキ	
93				ヤブニッケイ	
94				シロダモ	
95			キンポウゲ科	センニンソウ	
96				ウマノアシガタ	
97				タガラシ	
98				キツネノボタン	
99				アキカラマツ	
100				ノカラマツ	
101			アケビ科	アケビ	
102			スイレン科	オニバス	
103				ハス	
104				コウホネ	
105			マツモ科	マツモ	
106			ドクダミ科	ドクダミ	
107				ハンゲショウ	
108			ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	
109			ツバキ科	ヤブツバキ	
110				ヒサカキ	
111			オトギリソウ科	トモエソウ	
112			モウセンゴケ科	ムジナモ	
113			ケシ科	クサノオウ	
114				ムラサキケマン	
115				タケニグサ	
116			アブラナ科	セイヨウカラシナ	
117				ナズナ	
118				タネツケバナ	
119				イヌナズナ	
120				マメグンバイナズナ	
121				オランダガラシ	
122				コイヌガラシ	
123				イヌガラシ	
124				スカシタゴボウ	
125				カキネガラシ	
126				グンバイナズナ	
127				ベンケイソウ科	キリンソウ
128					コモチマンネングサ
129			マルバマンネングサ		
130	ユキノシタ科	ウツギ			
131		マルバウツギ			
132		ノリウツギ			
133		タコノアシ			
134		ユキノシタ			
135		バラ科	キンミズヒキ		
136	クサボケ				
137	ヘビイチゴ				
138	ダイコンソウ				
139	ヤマブキ				

No.	門名	綱名	科名	種名	
140	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	ツチグリ	
141				キジムシロ	
142				ミツバツチグリ	
143				オヘビイチゴ	
144				カマツカ	
145				ウメ	
146				ソメイヨシノ	
147				ノイバラ	
148				ナワシロイチゴ	
149				ワレモコウ	
150				マメ科	クサネム
151					ネムノキ
152					イタチハギ
153					ヤブマメ
154					ゲンゲ
155					カワラケツメイ
156					ヌスビトハギ
157					サイカチ
158					ツルマメ
159			コマツナギ		
160			ヤハズソウ		
161			メドハギ		
162			ツクシハギ		
163			ネコハギ		
164			ミヤコグサ		
165			ムラサキウマゴヤシ		
166			クズ		
167			オオバタンキリマメ		
168			ハリエンジュ		
169			クララ		
170			ムラサキツメクサ		
171			シロツメクサ		
172			ツルフジバカマ		
173			ヤハズエンドウ		
174			クサフジ		
175			スズメノエンドウ		
176			カスマグサ		
177			ナンテンハギ		
178			ヤブツルアズキ		
179			フジ		
180			カタバミ科	カタバミ	
181				ムラサキカタバミ	
182			フウロソウ科	ゲンノショウコ	
183			トウダイグサ科	エノキグサ	
184				ノウルシ	
185				トウダイグサ	
186				オオニシキソウ	
187				タカトウダイ	
188				ニシキソウ	

No.	門名	綱名	科名	種名
189	種子植物門	双子葉植物綱	トウダイグサ科	コニシキソウ
190				アカメガシワ
191			ミカン科	サンショウ
192			ニガキ科	シンジュ
193			ウルシ科	ヌルデ
194			カエデ科	ヤマモミジ
195			ムクロジ科	ムクロジ
196			ツリフネソウ科	ツリフネソウ
197			モチノキ科	イヌツゲ
198				モチノキ
199			ニシキギ科	ツルウメモドキ
200				ニシキギ
201				マユミ
202			ミツバウツギ科	ゴンズイ
203			ブドウ科	ノブドウ
204				ヤブガラシ
205				ツタ
206			イイギリ科	イイギリ
207			スマレ科	ヒゴスミレ
208				タチツボスミレ
209				マルバスミレ
210				スミレ
211				ヒメスミレ
212				フモトスミレ
213				タチスミレ
214				ツボスミレ
215				ノジスミレ
216				ミゾハコベ科
217			ウリ科	ゴキヅル
218				アマチャヅル
219				スズメウリ
220				アレチウリ
221				カラスウリ
222			ミソハギ科	ヒメミソハギ
223				ミソハギ
224				キカシグサ
225			ヒシ科	ヒメビシ
226				ヒシ
227	オニビシ			
228	アカバナ科	チョウジタデ		
229		ウスゲチョウジタデ		
230		メマツヨイグサ		
231		オオマツヨイグサ		
232		コマツヨイグサ		
233		アレチマツヨイグサ		
234		マツヨイグサ		
235	アリノトウグサ科	ホザキノフサモ		
236		フサモ		
237	ミズキ科	アオキ		
238		ミズキ		

No.	門名	綱名	科名	種名
239	種子植物門	双子葉植物綱	ミズキ科	ハナイカダ
240			ウコギ科	ウコギ
241				タラノキ
242				ヤツデ
243				キツタ
244				セリ科
245			ドクゼリ	
246			ノチドメ	
247			チドメグサ	
248			セリ	
249			ヤブニンジン	
250			ヤブジラミ	
251			ツツジ科	
252				ヤマツツジ
253			サクラソウ科	オカトラノオ
254				ヌマトラノオ
255				コナスビ
256				クサレダマ
257			カキノキ科	カキノキ
258			エゴノキ科	エゴノキ
259			モクセイ科	ネズミモチ
260				イボタノキ
261				ギンモクセイ
262				キンモクセイ
263				ヒイラギ
264			リンドウ科	リンドウ
265				センブリ
266			ミツガシワ科	ヒメシロアサザ
267				ガガブタ
268				アサザ
269			キョウチクトウ科	チョウジソウ
270				キョウチクトウ
271				テイカカズラ
272			ガガイモ科	ガガイモ
273			アカネ科	ヤエムグラ
274				ハナムグラ
275				ヨツバムグラ
276				ホソバノヨツバムグラ
277	クルマムグラ			
278	フタバムグラ			
279	ヘクソカズラ			
280	アカネ			
281	ヒルガオ科	コヒルガオ		
282		ヒルガオ		
283		マメダオシ		
284		アメリカアサガオ		
285	ムラサキ科	ハナイバナ		
286		キュウリグサ		
287	クマツヅラ科	ムラサキシキブ		
288		クサギ		

No.	門名	綱名	科名	種名
289	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	キランソウ
290				トウバナ
291				ナギナタコウジュ
292				カキドオシ
293				ホトケノザ
294				オドリコソウ
295				ヒメオドリコソウ
296				メハジキ
297				シロネ
298				ヒメサルダヒコ
299				ヒメジソ
300				イヌコウジュ
301				シソ
302				ウツボグサ
303			ミゾコウジュ	
304			イヌゴマ	
305			ナス科	ヨウシュチョウセンアサガオ
306				クコ
307				ツクバネアサガオ
308				ホオズキ
309				テリミノイヌホオズキ
310				ワルナスビ
311				ヒヨドリジョウゴ
312				イヌホオズキ
313			ゴマノハグサ科	アブノメ
314				キクモ
315				キタミソウ
316				ウリクサ
317				アゼナ
318				ムラサキサギゴケ
319				サギゴケ
320				トキワハゼ
321				コシオガマ
322				タチイヌノフグリ
323				オオイヌノフグリ
324				イヌノフグリ
325				カワヂシャ
326	キツネノマゴ科	キツネノマゴ		
327	ハマウツボ科	ナンバンギセル		
328		ヤセウツボ		
329	タヌキモ科	タヌキモ		
330	ハエドクソウ科	ハエドクソウ		
331	オオバコ科	オオバコ		
332		ヘラオオバコ		
333	スイカズラ科	スイカズラ		
334		ニワトコ		
335		ガマズミ		
336		サンゴジュ		
337		ゴマギ		

No.	門名	綱名	科名	種名
338	種子植物門	双子葉植物綱	オミナエシ科	オミナエシ
339				オトコエシ
340			キキョウ科	ツリガネニンジン
341				ミゾカクシ
342				キキョウソウ
343			キク科	ノブキ
344				ブタクサ
345				カワラハハコ
346				カワラヨモギ
347				ヨモギ
348				イナカギク
349				ヒメシオン
350				シオン
351				コバノセンダングサ
352				センダングサ
353				アメリカセンダングサ
354				タウコギ
355				ヒレアザミ
356				トキンソウ
357				アワコガネギク
358				ノアザミ
359				アレチノギク
360				オオアレチノギク
361				コスモス
362				タカサプロウ
363				ダンドボロギク
364				ヒメムカシヨモギ
365				ハルジオン
366				フジバカマ
367				ハキダメギク
368				ハハコグサ
369				チチコグサ
370				キクイモ
371				キツネアザミ
372				スイラン
373				オグルマ
374				カセンソウ
375				オオヂシバリ
376	ニガナ			
377	ノニガナ			
378	イワニガナ			
379	ユウガギク			
380	カントウヨメナ			
381	ヨメナ			
382	アキノノゲシ			
383	コオニタビラコ			
384	フキ			
385	コウゾリナ			
386	ノボロギク			

No.	門名	綱名	科名	種名		
387	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	タムラソウ		
388				メナモミ		
389				セイタカアワダチソウ		
390				オオアワダチソウ		
391				アキノキリンソウ		
392				オニノゲシ		
393				ノゲシ		
394				ヒメジョオン		
395				オヤマボクチ		
396				シロバナタンポポ		
397				セイヨウタンポポ		
398				カントウタンポポ		
399				オナモミ		
400				オニタビラコ		
401				単子葉植物綱	オモダカ科	アギナシ
402						ウリカワ
403						オモダカ
404						クワイ
405						トチカガミ科
406					トチカガミ	
407		ミズオオバコ				
408		セキショウモ				
409		コウガイモ				
410		ヒルムシロ科	エビモ			
411			ヒルムシロ			
412			ササバモ			
413			ヤナギモ			
414			ヒロハノエビモ			
415			イトモ			
416			イバラモ科		イバラモ	
417		トリゲモ				
418		ユリ科	ノビル			
419			ニラ			
420			ホウチャクソウ			
421			ヤブカンゾウ			
422			ノカンゾウ			
423			オオバギボウシ			
424			ヤマユリ			
425			ヒメヤブラン			
426			ヤブラン			
427	ジャノヒゲ					
428	キヌガサソウ					
429	ナルコユリ					
430	アマドコロ					
431	ツルボ					
432	サルトリイバラ					
433	アマナ					
434	ヒガンバナ科		ヒガンバナ			
435		キツネノカミソリ				

No.	門名	綱名	科名	種名
436	種子植物門	単子葉植物綱	ヒガンバナ科	ナツズイセン
437			ヤマノイモ科	ヤマノイモ
438			ミズアオイ科	ホテイアオイ
439				ミズアオイ
440				コナギ
441			アヤメ科	ハナショウブ
442				シャガ
443				カキツバタ
444				キショウブ
445				ニワゼキショウ
446			イグサ科	イ
447				ホソイ
448				クサイ
449				スズメノヤリ
450			ツユクサ科	ツユクサ
451				イボクサ
452			ホシクサ科	ホシクサ
453			イネ科	カモジグサ
454				スズメノテッポウ
455				コブナグサ
456				トダシバ
457				カラスムギ
458				ミノゴメ
459				コバンソウ
460				スズメノチャヒキ
461				ノガリヤス
462				ジュズダマ
463				ハトムギ
464				ギョウギシバ
465				カモガヤ
466				メヒシバ
467				アキメヒシバ
468				イヌビエ
469				ケイヌビエ
470				ヒエ
471				オヒシバ
472				カゼクサ
473				コゴメカゼクサ
474				ニワホコリ
475				ナルコビエ
476				ムツオレグサ
477				ウシノシッペイ
478				チガヤ
479				アゼガヤ
480				オギ
481				ススキ
482				ヌマガヤ
483				ケチヂミザサ
484	ヌカキビ			
485	スズメノコビエ			

No.	門名	綱名	科名	種名	
486	種子植物門	単子葉植物綱	イネ科	スズメノヒエ	
487				チカラシバ	
488				クサヨシ	
489				ヨシ	
490				マダケ	
491				モウソウチク	
492				メダケ	
493				ミゾイチゴツナギ	
494				スズメノカタビラ	
495				オオイチゴツナギ	
496				イチゴツナギ	
497				クマザサ	
498				アキノエノコログサ	
499				アワ	
500				キンエノコロ	
501				エノコログサ	
502				オカメザサ	
503				マコモ	
504				シバ	
505				ヤシ科	シュロ
506				サトイモ科	ショウブ
507			セキショウ		
508			マイヅルテンナンショウ		
509			マムシグサ (広義)		
510				カラスビシャク	
511			ウキクサ科	ウキクサ	
512				ミジンコウキクサ	
513			ミクリ科	ミクリ	
514				タマミクリ	
515			ガマ科	ヒメガマ	
516				ガマ	
517				コガマ	
518			カヤツリグサ科	ヌマアゼスゲ	
519				ナルコスゲ	
520				ウマスゲ	
521				テキリスゲ	
522				ナキリスゲ	
523				アオスゲ	
524				カンスゲ	
525				ミコシガヤ	
526				アゼスゲ	
527				ヒメクグ	
528				クグガヤツリ	
529				イヌクグ	
530				タマガヤツリ	
531				カンエンガヤツリ	
532				ヌマガヤツリ	
533				コゴメガヤツリ	
534				カヤツリグサ	
535				ウシクグ	

No.	門名	綱名	科名	種名
536	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	マツバイ
537				コアゼテンツキ
538				テンツキ
539				アゼテンツキ
540				フトイ
541				サンカクイ
542				バショウ科
543			ショウガ科	ミョウガ
544				ショウガ
545			ラン科	ササバギンラン
546				トキソウ
547				ネジバナ
548				クゲヌマラン
549				キンラン
550	緑藻植物門	車軸藻綱	シャジクモ科	シャジクモ
合計	3門	7綱	115科	550種

あ行

エコミュージアム

エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）からなる造語であり、地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをいう。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。生態系ネットワークと呼ばれることもある。

オープンガーデン

イギリスで始まった個人の庭を一定期間、一般の人に開放する活動のこと。

か行

快適かぞ市民活動

地域の快適な生活環境の創造、意識の高揚を図るため、市民、各種団体、企業、行政が一体となった市民総ぐるみによる市内の一斉清掃・美化活動。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育する生物のこと。

加須市環境基本計画

市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、望ましい環境像として「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を掲げている。

加須市環境基本条例

環境の保全及び創造に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

加須市環境審議会

加須市環境基本条例第22条の規定に基づき、市民、学識経験者などにより構成される組織。市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について審議を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言を行う。

加須市総合振興計画

市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されている。

加須市の環境（環境に関する報告書）

加須市環境基本条例第7条の規定に基づき作成した報告書。加須市の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策の実績、成果等を取りまとめている。

（株）かぞ農業公社

農業従事者の高齢化や担い手不足への対応、また、優良な農地の有効活用と水田農業の持続的発展のため、農作業受委託に関する業務などを行っている。市及びJAほくさいとの共同出資による「株式会社かぞ農業公社」が平成26年8月に設立された。

加須やぐるまマネジメント

厳しい財政状況や地方分権の進展を背景に、限られた資源（人、物、お金、時間、情報など）を有効活用し、市民志向の行政運営を図るため、民間企業の行動原理（成果志向や顧客志向など）を取り入れた加須市独自の行政評価システムのこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）をあわせて処理する浄化槽。

環境学習・教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式をいう。

協働

加須市に関わる全ての団体・個人が共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。

グリーンカーテン

つる性の植物を窓の外に這わせることで夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテン。冷房によるエネルギーの使用量を減らす省エネルギーの効果や、コンクリートや建物に熱を蓄積させないヒートアイランド現象緩和の効果が期待される。

公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム

多様な主体の協働・連携によりコウノトリ・トキの野生復帰を通じたエコロジカル・ネットワークの形成を図り、地域の振興と経済の活性化を促す魅力的な地域づくりを実現させることを目的とした会。

国連環境開発会議（地球サミット）

1992年に開催された環境と開発に関する国連会議。地球温暖化、酸性雨等顕在化する地球環境問題を人類共通の課題と位置づけ、「持続可能な開発」という理念の下に環境と開発の両立を目指して開催された。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。こどもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、こどもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げる活動のこと。

さ行

30by30目標

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

埼玉県川の国アドバイザー

県が認定したアドバイザー。①効率的な河川浄化活動の指導、②河川浄化団体の運営に関する相談、③地域で行う環境学習の講師や生きもの調査、水質調査の指導などの支援を行っている。

埼玉県環境科学国際センター

環境学習施設と環境研究所が一体となった環境科学の中核機関。展示館や各種イベントにより様々な環境学習の機会を提供している。

埼玉県自然環境保全地域

埼玉県自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や特異な地形・地質、貴重な動植物の自生地や生息地など、県内の良好な自然環境を保全するために指定された地域。市内では、志多見砂丘が指定されている。

埼玉県レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集。埼玉県では動物編を平成8年3月に作成し、改訂を重ね、平成30年3月に第4版を発行、植物編を平成10年3月に作成し、改訂を重ね、令和7年3月に第4版を改訂している。

さいたま緑のトラスト協会

埼玉県民から広く寄附を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、また寄贈や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として永く保全していこうという、緑のトラスト運動を行う団体。昭和59年に県民主体の運動の推進組織として発足し、翌60年に、運動の資金となる「さいたま緑のトラスト基金」が県に設置され、現在、この両者が一体となって運動を進めている。

在来種

ある地域の環境に適応し、長年生育・生息し続けている生物。外来種の対語として用いられる。

里地里山

農地、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有する地域のこと。相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、国土の約4割を占めるといわれている。

生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステムのことをいう。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本原則を定めた法律。政府による生物多様性国家戦略の策定や地方自治体の生物多様性地域戦略の努力義務を定めている。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約と生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。最新の計画は2030年までネイチャーポジティブの実現を目標と示した「生物多様性国家戦略2023-2030」である。

生物多様性条約

「生物の多様性に関する条約」の略。世界全体で生物多様性を保全していくために1992年5月に採択された国際条約で、①生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分の3つを目的としている。

た行

多面的機能支払交付金

農業・農村が有する国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために農林水産省が実施する交付金制度。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が人間の活動の拡大により高くなることで地表面の気温が上昇し、地球規模での気温上昇（温暖化）が進むこと。

地産地消

地域で生産された農産物を、地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につながるもの。

締約国会議（COP）

COPとは、「Conference of the Parties」の略で締約国会議を意味する。生物多様性条約の他に、気候変動枠組条約のCOPも開催されている。名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や遺伝資源に関する「名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となった。

天然記念物（県）

県内の重要な文化財で、文化財保護法による指定を受けていないものが対象。県が指定する文化財には有形文化財や無形文化財、記念物などがあり、天然記念物は記念物の中の一つ。

動植物相

特定の地域に生育・生息する生きものの種類と組成のこと。地域の自然の質を表す指標となる。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物のこと。特定外来生物に指定された生物には、飼育や栽培、保管、運搬が原則禁止などの規制が課せられる。

利根川未来パーク構想

利根川周辺の多様な資源や機能を活用して、魅力的なまちづくりを推進することを目的とした構想。

な行

二次林

自然林が伐採や焼失などによって破壊された後に、自然又は人為的に再生された樹林のこと。

ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せることを目指す考え方

農業集落排水

市街化調整区域内の生活排水などの汚水を集めて処理すること。

農林業センサス

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

は行

ビオトープ

ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域に住む様々な野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指す。

ヒートアイランド現象

空調設備による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの風の活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

保存樹林

市内に点在する屋敷林等の貴重な緑の保全のため、要綱に基づき市が指定した樹林や樹木のこと。指定した樹林等の所有者へ奨励金を交付している。

や行

有害鳥獣

生活環境や農林水産業、生態系に被害を及ぼす鳥獣のこと。

ら行

ラムサール条約

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際協力により湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース＝Wise Use）を進めることが目的。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成、湿地管理者への研修の促進、国際協力の推進などが求められる。

レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの。概ね5年ごとに公表を行っており、現在の最新は平成24年・25年に公表した第4次レッドリスト。

わ行

渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

正式名称は、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団。渡良瀬遊水地及びその周辺地域において、良好な水辺空間の形成を図るための活動や環境教育、調査研究等を行うことによって、環境保全とその利活用の推進を目的とする団体。

渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会

多様な主体が協働・連携し、トキやコウノトリなどを指標とした河川及び周辺地域で、多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、賑わいのある地域振興などに取り組むとともに、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成による魅力的な地域づくりの実現を目的とした協議会。

渡良瀬遊水地クリーン作戦

渡良瀬遊水地の自然環境を保全するため、利根川の利用者と組織する「利根川上流河川利用者協議会」が主催するごみ拾い活動。

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を踏まえ、湿地の保全、湿地の賢明な利用を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的とした協議会。

第3次生物多様性かぞ戦略

令和8年3月発行

発行 加須市

編集 環境安全部 環境政策課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111（代表）

FAX：0480-62-1934

電子メール：kankyo@city.kazo.lg.jp